

令和6年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月6日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 一般質問
日程第 5 選挙第 1号 選挙管理委員の選挙について
日程第 6 選挙第 2号 選挙管理委員補充員の選挙について
日程第 7 議案第 1号 御宿町教育委員会教育長の任命について
日程第 8 議案第 2号 御宿町教育委員会委員の任命について
日程第 9 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第10 議案第 4号 指定管理者の指定について
日程第11 議案第 5号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第 6号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第13 発議第 1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書の提出につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君

9番 椎木藤弘君

10番 田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長 市原茂君 主 事 市川可奈君

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和6年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和6年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時30分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。2番、岩瀬環樹君、3番、塩入健次君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から9日間とし、本日は諸般の報告の後、5名の一般質問を行い、選挙第1号、第2号を行い、議案第1号から第6号まで及び発議第1号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日7日は、議案第7号から第21号までを順次上程の上、質疑、採決を行った後、議案第22号の議案説明までを行い、散会いたします。

8日から13日まで休会とし、14日に議案第22号の質疑、採決を行い、請願第1号を順次上程

の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの9日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長より議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、人事案件3件、指定管理者の指定1件、条例案10件、補正予算案3件、各会計の新年度当初予算案5件の計22件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 御宿町教育委員会教育長の任命についてでございますが、令和6年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会教育長、前森勤氏を引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてでございますが、令和6年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、井上恵理子氏に代わり、新たに鶴岡庸二郎氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項

の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間であります。

議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、君塚一富委員が本年3月31日をもって固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となりますので、新たに吉野哲朗氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

議案第4号 指定管理者の指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、御宿町地域福祉センターの指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方自治法の改正により条項が変更になったことに伴い、本条例で引用する条項を改正するものであります。

議案第6号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、地方自治法の改正により会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第7号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例について、引用している法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容ですが、接近禁止命令と退去命令が、保護命令として、改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されていましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、改正後の法律では接近禁止命令と退去命令がそれぞれ規定されることになったことから、本条例についても所要の改正を行うものであります。

議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行令が改正されたことに加えまして、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度における第1号被保険者が負担する介護保険料率を定めるものでございます。

第9期介護保険事業計画での給付費や、サービス利用状況の見込みや制度改正による給付費の上昇などにより介護保険料の算出をした結果、介護保険料率の基準額が6万1,200円と見込まれましたことから、本条例の一部を改正させていただくものであります。

議案第9号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正に伴い改正するものであります。

主な改正内容でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員に関する基準の拡充とデジタル社会における電磁的記録媒体の多様化に伴いまして、国の示す基準に合わせるため本条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第10号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正に伴い改正するものであります。

主な改正内容につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び管理者に関する基準の拡充とデジタル社会における電磁的記録媒体の多様化に伴い、国の基準に合わせるため本条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案第11号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、漁港漁場整備法の一部改正に伴い本条例の一部を改正するものであり、引用する法律名の変更及び新たに創設される漁港施設等活用事業制度に関する占用料の徴収規定を追加するものであります。

議案第12号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、本条例における当該法律の引用部分について所要の改正を行うものであります。

議案第13号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地域防災の要である消防団員の年額報酬や、火災・風水害などに出動する報酬額を改正するものであります。

議案第14号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業の所管が厚

生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることにより水道法の一部が改正され、これに伴いまして本条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ4万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億880万9,000円とするものであります。

主な補正の理由につきましては、国保事業費納付金等の財源更正及び令和4年度の特健康診査事業実績報告に基づき、国や県に対し交付金等の返還を生じたことによるものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る2月14日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第16号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）についてですが、歳入歳出それぞれ148万1,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,699万円とするものでありまして、保険料の減額及び保険基盤安定拠出金の決定による減額でございます。

議案第17号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（案）（第8号）でございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億1,295万2,000円を追加し、補正後の予算総額を42億5,409万4,000円とするものであります。

本補正予算の内容でございますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金の一体支援事業、防災備蓄品や省エネ家電購入など、町民生活の補助などに速やかに対応し、さらに劣化の著しい消防施設解体工事や流通が減少している公用車の買換えのほか、事業の完了や進捗に伴う不用額の減額などを行っております。また、後年度の財政需要に備えた基金への積立てを行い、純繰越金で収支の調整を図るものであります。このほか、年度内完了が見込まれない事業について繰越明許費を、また事業完了等に伴う地方債の変更を定めるものでございます。

議案第18号 令和6年度御宿町水道事業会計予算（案）でございますが、安全な水の安定供給に重点を置くこととし、施設の更新、整備に努めた予算編成をいたしました。第3条予算、収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益3億6,144万2,000円、水道事業費用4億32万8,000円を計上いたしました。

次に、第4条予算、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入616万1,000円、資本的支出8,257万6,000円を計上いたしました。

議案第19号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）でございますが、予算の大

半を占める保険給付費と国民健康保険事業費納付金について、前年度実績や県の算定結果を基に算出し編成をいたしました。予算総額10億1,455万3,000円を計上し、保険給付費等の減額の影響により前年度対比で8.2%減となりますが、引き続き収納率向上対策、医療費の適正化及び保健事業等を推進いたしまして、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月14日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第20号 令和6年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から示されました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金を基に編成し、予算規模といたしましては、前年度と比較いたしますと7.1%増の2億182万4,000円といたしました。

議案第21号 令和6年度御宿町介護保険特別会計予算（案）でございますが、第9期介護保険事業計画の初年度となる予算でありまして、高齢者人口やサービス利用の実績を国の推計システムである見える化システムにて試算いたしまして、町の状況を勘案し保険給付費を見込みました。また、介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業・包括的事業費等の地域支援事業費を計上し、包括支援センターを核とした包括的な支援体制のさらなる充実に努め、様々な状況下においても高齢者の皆様が地域で安心した生活が送れるよう、各事業に取り組んでまいります。

予算規模といたしましては、前年度と比較しますと8.2%減の9億9,617万4,000円を計上いたしました。

議案第22号 令和6年度御宿町一般会計予算（案）でございますが、令和6年度一般会計予算は、歳入歳出ともに37億200万円を計上いたしまして、令和5年度と比較いたしまして1,500万円、0.4%の減となりますが、減額の主な要因につきましては、令和5年度にB&G体育館屋根改修事業等を行ったことによるものでございます。

予算の内容につきましては、生活基盤の整備や老朽化した公共施設への対応、社会福祉の充実、DXの推進、産業、教育の振興、地方創生に向けた取組などあらゆる行政目的において、住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。

予算編成にあたりましては、国の施策や世界情勢に注視し、コロナ禍を脱し平時に戻していく方向性の下、「ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿」の実現に向けた第5次総合計画等との整合性を図るとともに、事業費の精査を重ね経費節減を徹底し、将来財政負担を考慮しつつ、住民生活への影響度や緊急性から、真に必要な事業について予算

を配分いたしました。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞご審議をいただきご決定くださいますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告についてでございますが、令和5年12月21日には房総地域東京湾口道路建設促進協議会として千葉県に対し、そして同月25日には国土交通省に対し、東京湾口道路の早期建設に係る要望活動を行ってまいりました。

1月24日に海と山の子交流会が野沢温泉村で行われました。私も行ってまいりましたが、今年は暖冬の影響で全国的に積雪量が少なく、野沢温泉村の方々も心配されていた様子でしたが、交流会当日までには雪が降り、御宿町の皆さんが雪を連れてきてくれたとのお言葉をいただくなど、盛大な歓迎を受けました。

翌日の25日には、地元選出の小高伸太、小路正和県議会議員のお二人と近隣自治体の市長、町長とでJR東日本千葉支社を訪問いたしまして、特急や快速の運行本数の維持をはじめとする要望事項を申し入れたところでございます。

同月28日には防災訓練を実施いたしました。1月の訓練は初めての試みでございましたが、いつ起こるか分からない災害に対応するため、寒い中でも多くの町民の皆様にご参加をいただき、新たな気づきや課題を見いだすことができた実りある訓練となりました。

2月22日には、メキシコ合衆国観光省のミゲル・トルーコ・マルケス大臣が来日されました。台風や地震などの被害を受けたという共通点から日本とトルコが訪問地として選ばれ、乗り継ぎの合間にハリケーン被害のあったアカプルコ市と能登半島地震の被災地の復興を成田山新勝寺で祈願され、駐日メキシコ大使、メルバ・プリーア大使と私も同席をいたしました。今回の来日は、ハリケーン被害からの復興とアカプルコ観光のPRプロモーションの一環でありましたが、アカプルコ市の一日も早い復興を切に願うものであります。

2月23日から3月3日までは、おんじゅくまちかどつるし雛めぐり事業が開催されまして、例年と比べますと短い期間でありましたが、多くのお客様にご来場いただき、盛大なイベントとなりました。本年は開催して以来、18回目を迎えておりますが、観光客数はコロナの前のように近づいており、令和6年度はさらに多くの方々に来町していただけるものと期待しているところであります。

以上、諸般の報告といたします。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹です。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、令和6年度一般会計予算の重点事項について。

令和6年度一般会計予算がこの議会で上程されているが、何を重点的に実施するのが明確になったと思います。当初予算の重点事項について、町長のお考えを伺います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 令和6年度一般会計予算の重点事項についてお答えを申し上げます。

令和6年度の予算におきましては、物価高騰などへの対応を徹底するとともに、DXの加速をはじめとした町民サービスの向上や業務の効率化を図りながら、2年目を迎える第5次御宿町総合計画の「ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿」の実現に向けて、様々な見直しや創意工夫により事業を推進していきたいと考えております。

令和6年度予算では、重点事項として、生活基盤の整備では清掃センターの適切な運営と、日々の暮らしを支える生活道路の整備を計画的に進めます。

また、公共施設の適切な維持管理といたしまして、安全で快適に利用できるよう町営プール大規模改修、公民館女子トイレを洋式化いたしまして、利用者への配慮をいたします。

社会福祉の充実におきましては、引き続き子どもからお年寄りまで、切れ目のない支援を行ってまいります。

産業振興では、新たな事業として、町の歴史・文化等を生かしたインバウンド観光を推進し、訪日外国人の誘客に努め、地域の活性化を進めてまいります。

教育の振興につきましては、県の補助事業を活用して、子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の学校給食費の無償化を実施いたします。

このほか、DXの推進、带状疱疹ワクチン接種補助等、令和6年度当初予算の重点事項として取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。これらの重点事項が町のため、町民のために滞りなく進むことを希望します。

それでは、予算案については明日審議されると思いますが、私が予算案の中で気になった点を5つ質問します。

まず、歳入のごみ袋売払代金収入というのは、216万8,000円、これは単純に売上げから売りさばき手数料や製造委託などの経費を差し引いたもので間違いはありませんか。

それから、歳出のほうで御宿小学校校舎補修工事39万円とありますが、これは議会から要望書を提出した箇所の工事費でしょうか。または、それ以外の予定していた工事費でしょうか。

○議長（滝口一浩君） 岩瀬議員、質問の途中ですが、その辺に関しては当初予算の議案説明のときに質問いただいて、通告が多分されていないと思うので、ちょっと2番目に進んでもらえますか。それは次に持ち越してください。

○2番（岩瀬環樹君） それでは、2番目の質問をさせていただきます。

須賀多目的広場の活用について。国道128号線沿いに位置し、御宿町営ウォーターパーク、中央海岸、月の沙漠記念館や公民館にも近く利便性が高い好立地の条件を満たす場所に須賀多目的広場があります。以前は開放されており、駐車場として利用する人も少なくありませんでしたが、現在、海水浴期間とイベント時の臨時駐車場として使われる以外は閉鎖されており、好立地の広大な土地がただの空き地となっているのが現状です。生け垣の間には、忘れ去られて朽ちたフィールドアスレチックの施設が2つ放置されているほか、基礎がコンクリートで座面が木のベンチが9つあり、そこで喫煙する人の吸い殻のポイ捨てや、飲食物のごみの放置も問題視されております。

それで、この通告書を出した後に実は付け加えたいんですが、これを1か月ほど前に提出し

たのですが、その翌週から多目的広場の壊れて放置されていたフィールドアスレチックの施設とベンチが撤去され、まだ使えるベンチの修繕と生け垣の手入れが始まりました。この迅速な対応に正直なところ驚いています。つるし雛めぐりに来た方々も、きれいな広場を見てもらえてうれしく思います。どうもありがとうございました。

それで、質問に移ります。これによりちょっと内容が変わっております。

1、好立地でナイターの設備も兼ね備えた須賀多目的広場は、なぜ十分に利用されずに放置されているのか、今に至った経緯をお聞かせください。

2、1990年代に道の駅を誘致する計画があったようですが、分かる範囲で説明をお願いします。

3、今後、須賀多目的広場をどのように活用していくのか。それとも今のままにしておくのか、町長の考えをお伺いします。

4、小さいお子さん連れやお年寄りなど散歩を楽しむ方もおられますので、多目的広場内は禁煙にするなどして、全町公園化の観点からも美化に努めていただきたいが、町長はどうお考えですか。よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） それでは、1番目の須賀多目的広場の活用についてお答えさせていただきます。

須賀多目的広場は、子どもからお年寄りまで運動やレクリエーションの場として利用いただいているほか、イベント開催時の臨時駐車場として貸出しをしております。また、夏の海水浴場の設置期間中は有料の臨時駐車場として開設しております。

多目的広場が利用されずに放置されているのかというご質問でございますが、地域社会の変化により、以前と比べ広場で遊ぶ子どもや運動するお年寄りなどの広場を利用される頻度が減少したことが考えられます。

また、商業施設や観光施設に隣接する好立地から、イベント広場や駐車場として開放するなど、多岐にわたる有効活用が期待され開放しておりましたが、その一方で一部の利用者が無断で長期駐車や車庫代わりに使う傾向があることも問題視されております。多目的広場を開放することで有料駐車場を営む事業者に影響を与えることが懸念され、本来の広場の利用目的が損なわれる可能性が考えられますので、無断駐車等の利用は現在お断りしております。

現状では、地域の行事、運動や散歩、イベント、行事等の臨時駐車場など多目的広場として利用いただいているところです。

以上が今に至った経緯でございます。

○2番（岩瀬環樹君） 2番目の道の駅を誘致する計画があったと聞いたことがあるんですが、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 1990年代に道の駅を誘致する計画についてお答えをさせていただきます。

町では、平成9年12月に道の駅の計画等に係る事項について協議を行うため、当時の議員さん、区役員さん、農業、水産、商工、観光等の各種団体の方々に構成する町道の駅協議会を設置され、平成12年度まで協議が行われています。当時は、地域の活性化と町の情報発信の拠点として道の駅、物産センターの計画を進めるため、道の駅の候補地として須賀多目的広場に決定し、計画の内容等について様々な協議がなされておりました。

その中で、須賀多目的広場前の交差点の一部拡幅、交通渋滞の緩和のための措置などハード面での対応や、物産センターの経営と競合する飲食店、商店街等の理解が得られるかなどの課題や財政上の状況を踏まえ総合的に判断し、協議会では道の駅整備については進めるべきではないという結果に至り、解散しているということでございます。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

3番目の今後どのように活用していくお考えか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今後、多目的広場についてどのように活用していくのかというご質問でございます。

多目的広場につきましては、健康づくりのための散歩や運動等でご利用いただくほか、海水浴場開設期間中の公営駐車場として利用しています。ただいま企画財政課長が答弁をしたとおりでございます。

また、観光施設に隣接していることから、伊勢えび祭りやつるし雛めぐり事業などのイベント開催時の臨時駐車場として利用しているところであります。

この広場につきましては、本来の利用目的が損なわれないよう活用を進めていきたいと思いますが、好立地にありますので有効活用については今後とも考えていきたいと考えております。当面は町民の皆様の多目的利用を確保しながらイベント時の臨時駐車場、また夏季を中心とした海岸に面する駐車場が混雑いたしましたときなど、混雑を緩和する措置の活用として考えて

いきたいと思います。

また、④でございますが、全町公園化の観点から美化に努めていただきたいというご意見、ご質問でございます。

先ほども岩瀬議員からおっしゃっていただきましたが、老朽化した施設への対応についてご質問いただきました後に、早急に撤去し対応させていただいたところでございます。ご指摘をいただいておりますように、当広場は小さなお子さんやお年寄りなど利用されていることから、施設の安全管理に努め、引き続き住民の皆様の声に耳を傾けながら、しっかりと施設管理を図っていきたいと考えます。

また、広場内における禁煙についてでございますが、このことについては今後検討して、多目的広場の美化と利便性向上に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

今後も臨時駐車場として活用していく上での提案なんですけど、夏季においては海岸付近の町営駐車場と多目的広場の駐車料金が同じ1,000円になっておりますが、多目的広場は舗装がされておらずシャワー設備もない上に、海岸からも離れています。

そこで、多目的広場の駐車料金を平日500円にし、町民は無料、その分の減益分は土日、祝日やお盆期間に値上げをしてみてもどうでしょうか。または、海岸付近の町営駐車場の料金を値上げして一律2,000円として、多目的広場の駐車場を町民は無料、一般の駐車料金を500円に値下げするという提案をさせていただきたいと思います。これに関してはどうでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

今初めてお伺いした話でございますので、今後ちょっと研究させていただきたいと思います。

○2番（岩瀬環樹君） 3番目の質問でも関連する提案をしましたので、そちらも併せて検討ください。

それでは、次の質問に移ります。3、海岸付近の町営駐車場の町民割引について。

私が御宿町で公園の有無を尋ねられた場合には、御宿台に御宿台公園があることと、網代湾内の海岸全域が南房総国定公園であることを伝えております。どちらも町民として誇れるすばらしい眺望と景観です。平日の御宿台公園は近隣の方々以外の利用が少ないようですが、公衆トイレと無料駐車場があるため、週末は町内の他区から訪れる方々も見受けられます。

また、南房総国定公園である御宿海岸は、年間を通じてショートボーダー、ロングボーダー、

ボディボーダーなどの、いわゆるサーファーが海岸を利用し、夏には海水浴客はもちろんのこと、ライフセービングやビーチバレーやビーチサッカーの大会など開催され、にぎわっています。それ以外でも、日常的に散歩する方、釣り人、自主的にごみ拾いや漂流物を探す人、砂遊びやたこ揚げなどをして遊ぶ子どもたちもいます。レジャーやマリンスポーツの場だけでなく、憩いの場として多くの御宿町民の方が海岸を利活用していますが、町民の中でも徒歩で海岸まで来られるのは一部地域の方だけであり、たとえ徒歩圏内でも子ども連れや荷物を抱えての移動は大変です。だからといって自動車を使うとなると、週末と夏季の駐車場代は1回1,000円かかります。これでは御宿町民でありながら、国定公園である美しい御宿海岸の恩恵を受けることも難しいと思います。

そこで質問ですが、町民の福祉向上、健康増進、スポーツ振興のためにも観光協会に委託している町営駐車場の町民割引制度導入について検討はしていただけないでしょうか。例えば多くの町民の方々が切望している割引料金先払い方式の年間パスポートの発行を実施すれば、町民に恩恵を与えるだけでなく、移住定住の施策としてもアピールすることができ、徴収員さんの事務の負担軽減にもなると考えます。この提案に対して、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） まず、私からお答えさせていただきます。

初めに、海岸付近の駐車場についてご説明します。

年間を通して利用できる海岸付近の町営駐車場は、中央海岸駐車場となります。また、観光協会が管理している駐車場は、岩和田海岸通りの駐車場、浜海岸通りの駐車場と浜観光案内所駐車場の3か所があります。駐車場料金は町にとっても観光協会にとっても貴重な収入源であり、維持管理経費にも充てられています。このことから、今のところ割引については考えていません。しかし、町民の多数回利用における割引は考え方としては分かりますので、継続して調査を行い、問題点等を整理したいと考えます。

答弁を終わります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

お手元に資料を配らせていただいたんですが、これは先月、出張でカリフォルニアに行ったときに、カリフォルニア州が発行する州立公園の駐車場の共通パスの画像になります。駐車場は平日も同じ料金で稼働していて、およそ1回、1日の駐車料金が10ドルとなりますので、こちらは年間で200ドルで購入できるようになっています。

御宿の場合は平日無料となっていますので、それよりも安い金額かと思います。御宿町で導

入するとしたら、2万円程度が妥当なのかと思います。これを車のルームミラーのところにかけておいて、見えるように提示しています。特に車や個人を特定するものではないので、複数の車を持っている方や、貸し借りについても特に厳しくはないようにしていると思います。

カリフォルニアではサンセットタイムになると、癒やしや憩いの時間として毎日人々が海岸に集まるパワースポットみたいな形になっています。同様に御宿海岸にも気軽に人々が訪れる場所になるといいなと思っています。

関連する別の提案も2の多目的広場のほうですしております。特にこれを導入しても収益は変わらないぐらいになるかと思うので、ぜひとも積極的に検討していただけたらと思います。

それと、この提案に対して町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 駐車場の利用についてということで、いろいろなお考えとありますが、ご提案をいただいておりますが、誠にありがとうございます。

岩瀬議員さんの考え方、視点について、1つには、観光客の皆さんにどのように対応するかということと、地元の言わば住まわれている人たちにどのような対応をするかというお考えのある中で、御宿町の現状と、またカリフォルニアに行かれました状況を視察されまして、ご経験されておりますので、ご指摘といたしますか、ご意見の内容はよく理解できます。

そういう中で観光客、または地元の方々が最も適した内容についてはどういう状況がいいのかと、どういう対応がいいのかということについて、やはりカリフォルニアと御宿は環境というか、状況は違うところがありまして、また同時に同じように捉えるところもあると思いますけれども、そういう中でいろいろご経験を踏まえまして、今後ともいろいろご意見、ご指導いただければありがたいなど、研究、検討を進めてまいりたいと、よろしくお願ひします。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

これで、一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願ひます。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は今回、荒廃林の管理・活用についてということで、1点に絞って質問をさせていただきたいと思います。

適切に手入れをされずに放置された荒廃林は、生態系のバランスを崩し、有害獣等を増やすだけでなく、土砂災害を引き起こす大きな要因となったり、漁獲量の減少、花粉症の多発化などなど、私たちの安心、快適な生活を大きく脅かしています。

一方で、適切に管理された健全な森林は、地域の子どもたちの遊び場や学びの場として、様々な自然体験を提供してくれるだけでなく、人の心と体を健康にする効果が高いことも、かねてより科学的に実証されており、地域住民のQOL、生活の質向上の面でも、新たな観光資源開発の面でも無限の可能性を秘めています。言わば、この問題は行政として放っておくわけにもいかない深刻な問題であると同時に、放っておいてはもったいない問題であるとも言えます。つきましては、御宿町における荒廃林の現状とこれからについて、町がどのように考え、施策を講じているのかについて伺いたいと思います。

それでは、1つ目の質問です。

町内の荒廃林の現状についてということで、まずは現状を町としてどのように認識し、そしてどのような施策を講じてきたのかについて教えてください。キーワードとしては、書いてあるとおり、杉林や竹林、それから私有林や町有林、こういったものの割合ですとか、あるいは管理状況、また森林、山、崖等で緊急度の高い危険箇所がもしあれば、あるいは抱えている課題、悩み、町の皆さんから寄せられている声などなど、教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

御宿町の森林面積は1,268ヘクタールであり、町全体総面積に対する比率は51%を占めています。そのうちの大部分が私有林です。森林の種別は、人工林35%、天然林57%、竹林その他で8%となっており、その中でも長年放置され荒廃林となってしまう人工林が見受けられます。荒廃林を放置することで有害鳥獣のすみかとなってしまうことや、近年の大型台風等では山腹崩壊や倒木の影響で住民生活に支障を及ぼすおそれがあり、荒廃林はもとより森林全体の管理の在り方が課題であると考えております。

また、どのような施策を講じてきたのかにつきましては、道路や施設に接している森林など、各施設担当課において必要に応じて対策しているのが現状となっております。

答弁を終わります。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。町内の多くが、6割ですかね、約57%が人工林で、しかもそのほとんどが手入れをされていないという数字、何となくかなりの面積あるだろうなというふうにイメージしておりましたが、改めてこの数字を私も初めて伺いまして、相当なやばい状況だなと、危機的な状況だなという認識を新たにしたところでございます。また、課題だということで町のほうでも認識いただいているということで、ある部分、安心をしました。

では、その大きな課題であるという認識の下で、なかなか今のところは苦戦しているという状況だと思いますけれども、今後の方策についてということで、2つ目の質問です。

荒廃林を健全化しながら住民生活に悪影響を及ぼす存在を、逆に地域活性化の立て役者に転じていくために、今後実施を検討していること、やっていきたいこと、参考にしたい先行事例などがあれば教えていただきたいと思います。

また、その下、括弧でいろいろキーワード書いてございます。町長としてどのようなビジョンをお持ちか、あるいはスケジュール感、優先順位、それから森林環境譲与税基金の活用、あるいは地域おこし協力隊制度の活用、国や民間の助成金等の活用などなど、こういった観点から、今の状況、それから今後の方策についてお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

現在、町では森林環境整備基本計画を策定しております。この計画は、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進することを目的としております。町内の森林の区域分けを行い、区域ごとの課題や問題を抽出し森林整備の施策を取りまとめるものです。令和6年度より森林環境税の徴収も開始され、森林に対する住民の関心も高まることが考えられます。森林環境譲与税は、市町村が実施する森林の整備や、その促進に関する施策の財源に充てるものとされており、公共施設への木製什器の設置や私有の人工林所有者が実施する間伐、下刈り等への補助など、国から活用事例が示されています。御宿町では今後、森林環境譲与税を活用し森林整備に努めてまいります。

答弁を終わります。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このご質問について、ただいま産業観光課長が申し上げたとおりでございますけれども、1つには、この森林環境譲与税の活用をどのようにしていくかというのが1点あると思うんですね。そういう中で、今申し上げましたように、ただいま森林環境整備基本計画を策定中でございますので、この計画に基づいて、どのようなことを実施していったらよいのかということになるのかなと思いますけれども、森林整備、あるいは荒廃林の整備が生活環境に与える大きな影響、影響といいますか、効果、効用、効果というのは、私自身も十分に認識していると考えております。この普遍性とか価値性については、しっかりと認識していかなければいけないなと考えております。

林業を業としている方々が、御宿町には現在のところいらっしゃらないのかなという認識がございますので、森林を整備するということはなかなか取り組みにくいというか、日常の中においてなかなかじめないというか、そういう部分もあると思いますけれども、ご指摘のとおり、森林あるいは荒廃林を整備することによって、我々の生活が好転するといいますか、非常に大きな効果が出るということであると思いますので、しっかりとこの森林環境整備についての可能性を追求していきたいと考えております。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

森林環境整備の基本計画をこれから策定して、区域ごとに課題を抽出して、どうしてこうかという計画がこれから練られるということ。しかしながら、一方で、じゃ、その計画ができたとして、その業、事業の担い手がいないと取り組みにくいという町長のお言葉がありました。まさに私もそのとおりだと思います。そして町長のそのお言葉を実は待っていましたところなんです、ぜひこの機会に一つ、私からも提案させてください。

この場で、いわゆる地域おこし協力隊の絡みで何度かお話もさせていただいたかなと思うんですが、林業に関していえば、隣町の大多喜町ではもう3年、4年目になるんですかね、林業のチームがずっと活躍をし続けております。幸いなことに、私も勉強したいということをしていろいろところで話をしていたら、一緒に勉強しようよということで声をかけて誘っていただきまして、この数年間、時折彼らの活動事業に同席をさせていただいて、手取り足取りいろんなことを一緒に学ばせていただいているという関係にあります。

地域おこし協力隊をチームとして動けるようにというご提案を差し上げたときにも同じお話をしたと思いますが、大多喜町の林業あるいは山の木の伐採に関わるチームは、常に四、五人のチームを維持してまして、1人、2人、卒業すればまた、そのほぼ同人数を補充するという形で師匠がついて、その下に四、五人の若手がいて、それから卒業したOBもそこに加わっ

て、6人、7人というようなチームを組んで、そして私のような一緒にこれから勉強したいという方も混じったりしながら、いいチームで山の業務に取り組んでいると。しかもそれは林業をなりわいとするという、いわゆる林業の経営とはまた別に、これから山をどう管理していくか、あるいはどう活用していくかという、今回のテーマに沿ったようないろんな可能性、あるチームは、林業チームの一部は、少し自分たちでキャンプ場みたいなものをつくってみようとか、そんな活動にも活動の幅を広げていくというようなことも含めて、非常にうまくいっているというか、もう全国に自慢してもいいんじゃないかというような地域おこし協力隊の成功事例なんじゃないかなというふうに私は思っているんです。

ちょっと前置き長くなってしまったんですが、ぜひ御宿町にも同じように、これから山で活躍をするツリーワーカーとか、アーボリストとか、いろんな新しい言葉が今生まれております。いわゆるきこりとか、林業従事者ではない新しいマルチな活躍を山でしていく人材を育てていこうという動きが出ております。

ぜひ御宿町でもというふうに思っておりますし、しかもゼロから御宿町で師匠を探して、そのチームをゼロからつくっていくというのはかなり骨が折れるなということで、実はある席で、地域おこし協力隊を管轄している大多喜町の課長さんとか、あるいは町長さんもいらっしゃる場で、一緒に仲間に入れて育ててもらったら、要は同じ師匠に御宿町の地域おこし協力隊がもし入って仲間に入れてもらって、僕と同じように一緒に学ばせてもらったらうれしいんだけど、そんなことはなかなか難しいですよというお話をしたら、町長も、それから担当課の課長さんも、それからその師匠たちも、皆さん口をそろえて大歓迎だと、ウエルカムだというお言葉をいただきました。ですので、いろいろ事務的な処理等々で難しい面も出てくるのかなとも思うんですが、これは本当に私はいい話だと思うんですね。なので、ぜひこのことについて前向きにご検討いただけたらなというふうに思っております。

町長からも、ご自身からも先ほどお話ありました。御宿の山、森林環境の再生については、石田町長もかねてから、もう熱心にいろいろ学んでおられて、この分野で今や全国的に著名となられた高田宏臣先生のところにも何度も町長も足を運んでいただいて、いろんなアドバイスも受けてこられたと思います。私も同席させていただいたこともあります。

それから、森は海の恋人運動を提唱された畠山重篤先生、2017年に御宿町の公民館にお招きして、「外房・御宿の地域資源活用シンポジウム～森・川・海のめぐみを生かして、漁業再生、里山・里海保全、観光振興を！」というテーマでシンポジウムを開催したこともあったと思います。あれからもう6年以上たちましたかね。そのシンポジウムでは、御宿のやっぱり弱っ

てきてしまった磯根を回復するためには、やはり荒廃林に手を入れていくしかない。山を元気にすることで漁業も再生するし、新たな観光メニューも生まれていく。そして、地元の子どもたちが自然の中で、地元の山の中で伸び伸びと遊べる空間も増えると。いいことづくめだと。こういう好循環を生んでいこうじゃないかという方向性を確認したシンポジウムだったと思います。

つきましては、石田町長におかれましては、この方向に向かって改めて力強く町を前に進めていていただきたい。そして、そういった意味でも、ぜひ先ほど申し上げた地域おこし協力隊の制度を活用して、樹木の剪定や伐木、間伐、こういったことはもちろんのこと、それにとどまらず森林環境や生活環境の整備、人と自然が共生できる空間づくり、そして森林レクリエーションという意味での新しい観光メニューの開発などなど、多岐にわたってマルチに山で活躍する人材を御宿で育てていきたい、いただきたいと切に希望します。

ということで町長、最後にお伺いします。今申し上げたような方向性について、そして地域おこし協力隊の募集、活用について町長の思い、お考えをお聞かせいただければと思います。力強いお言葉を期待します。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろ問題はあると思いますが、地域おこし隊の採用とといいますか、協力隊の採用ということで、運動の輪を広げるといのがなかなかエネルギーが要るのかなと思います。目標とといいますか、目指すところは1つでありますので、ぜひ協力いただきながら、ご指導いただきながら、一緒に目標に向かっていきたいと、よろしくお願いします。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

(午前10時44分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

◇ 塩入健次君

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願います。

○3番（塩入健次君） 議長、すみません、健康上の理由によりまして着座のままで質問を許可していただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） どうぞ。

○3番（塩入健次君） すみません、じゃ、議長のお許しを得ましたので、着座にて通告に基づいてご質問をさせていただきます。

○議長（滝口一浩君） 登壇して、お願いします。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） すみません。

1番、有害鳥獣対策についてということですが、まず有害鳥獣対策の現状について、有害鳥獣捕獲従事者の確保についてということでご質問させていただきます。

町では狩猟免許の取得を支援する制度がありまして、受講料や講習会の受講費用の補助が受けられます。大変良い制度であり、私自身もこの制度を利用して狩猟免許を取得した経緯があります。ただ、これが年間の予算が2人分しかありませんで、昨年も予算超過により補助を受けられなかった方が複数おられました。また、この制度を使って免許を取得した人しか有害鳥獣の捕獲従事者になれないという内部規則のようなものがあり、自費で免許を取得した人が捕獲従事者への登録を拒まれたという事例があったと伺っております。

捕獲従事者の高齢化が進み、意欲ある人への狩猟免許取得の促進と捕獲従事者の確保は重要であり、予算の拡充や捕獲従事者への登録要件の緩和を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

町では、町狩猟免許取得促進事業補助金によって、狩猟免許取得に係る補助を行っております。補助対象者は区長の推薦によるもので、捕獲従事者として町に登録する者としています。補助実績による狩猟免許取得者は令和元年度2名、令和2年度1名、令和3年度0名、令和4年度6名、令和5年度1名となっており、町に登録されている捕獲従事者数は、令和元年度初めから10名増えて令和5年度は26名となっています。

このように、捕獲従事者については、町補助金を活用した新規での狩猟免許を取得する方を対象として増加を図っています。町補助金については例年2名分の予算を確保し、申請者が2名を超える場合は補正予算で追加するなどの対応をしておりますが、年度内に数回行われる千葉県の実験の時期によって、対応が取れないということもありました。意欲のある人への狩猟

免許取得の促進と捕獲従事者の確保は重要と考えますので、登録要件の緩和については、新年度に向け前向きに検討したいと考えます。

答弁を終わります。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

御宿町では令和4年度に御宿町鳥獣被害防止計画というのを策定しておりまして、御宿町鳥獣被害防止計画の4ページに、捕獲等に関する取組の課題というところで、捕獲従事者の高齢化及び従事者数が少ないことから、担い手の確保、育成ということが明記されています。これが令和4年に作成されたばかりなんですけれども、この今年の登録を拒否された方がおられたという状況は、この計画と正反対の対応かと思われるのですが、なぜこういうことが起きるのかをご説明願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） この件につきましては、答弁にもあるんですが、登録要件については内規がございまして、それで今まで行っておりました。実際、従事者は26名には増えているんですが、中には高齢化の人もいたり、捕獲ができなかった、できない方もいらっしゃいますので、そういったことを考えて、今後は要件を緩和していきたいというふうに考えております。

○3番（塩入健次君） これはつい1年前ぐらいにつくられた計画が、そもそも実行されていないということが非常に問題だと思うのですが、ぜひともそういうところを、ただ絵に描いた計画をつくるだけではなくて、きちんとその計画を実行するというような姿勢をもうちょっと町のほうも見せていただくことが必要かと思っておりますので、引き続きこの件に関しては、ご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、対象鳥獣の適正化についてということで質問させていただきます。

町で駆除対象としている有害鳥獣は、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、キョン、タヌキなどがあります。町が令和4年度に作成しました、先ほどの御宿町鳥獣被害防止計画によりますと、令和3年度のタヌキによる被害額というのは1万5,000円、捕獲頭数がここ数年、年間30から40頭前後ということで推移しています。キョンやアライグマと違ってタヌキが在来種であることや、その被害額を考慮した場合に、積極的にタヌキを駆除する理由にはならないと考えます。タヌキを対象から外して、爆発的に増加しているキョンであったり、その他アライグマなどの外来種などにリソースを割くなどして、生息状況や被害状況に応じて捕獲計画数や捕獲報償金の額を適正化する必要があると考えますが、この件に関してはいかがで

しょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

タヌキにかかるリソースをキョンにというご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、タヌキの捕獲頭数は、近年30から40頭前後の推移となっておりますが、捕獲があるということは少なからず被害があると想定されますので、駆除対象から除外ということは難しく、またタヌキについては在来種であり、捕獲に係る金額も1頭当たり2,000円と低く設定しております。この金額は隣接する勝浦市、いすみ市と同額です。

一方、キョンに係る報奨金は1頭当たり7,000円であり、これも隣接市と同額となっており、適正な額が設定されていると考えています。

しかし、キョン対策は重要ですので、報奨金額については、御宿町だけ増加し、その結果キョンが減ったとしても、隣接市から入ってくる可能性がありますので、広域的に捕獲数を増やせるよう、隣接市とも協議し検討していきたいと考えます。

以上です。

○3番（塩入健次君） このタヌキに関する被害額なんですけれども、実際にタヌキが畑を荒らしている現場を目撃するとかというケースはなかなかないと思われるのですが、例えば朝起きたときに畑が荒らされていたとして、それがタヌキによるものなのか、アライグマによるものなのか、ハクビシンによるものなのかといった被害の判別というのはどのようにされておられるのでしょうか。また、1万5,000円という被害額の算出根拠はいかがなものでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） この被害の報告につきましては、農家の方の報告であると考えております。金額については野菜類、畑作物の販売価格を基に出しております。

以上です。

○3番（塩入健次君） じゃ、これは農家の方の自己申告による被害鳥獣別の額というか、そういう形ということによろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） そのとおりです。ただ、きちんとした全農家を対象としたそういうアンケートは特に行っておりませんので、ご連絡いただいた方の数値でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

町内で1か月ほど前に捕獲従事者の方のわなにキツネがかかったりしています。先週も布施のほうでキツネが目撃されたりしておるんですけれども、キツネが千葉県の南部に生息しているという情報があまり聞かないのですけれども、町内にキツネの生息という存在はご存知でしたでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 勉強不足で申し訳ありませんが、今のところ聞いたことはありません。

○3番（塩入健次君） キツネに限らずですけれども、そういう生態系とか、その生息状況とといったものというのが年々変化するものだと思いますので、ぜひとも今後の鳥獣被害の防止計画において、そういった状況を柔軟に対応できるような形で努力していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、キョン対策ということでお願いいたします。

テレビ等のメディアでも度々取り上げられるほどキョンが大繁殖し、実際、道端や住宅地内を徘徊する姿が日常的に見られるようになっております。庭の草花などが被害に遭うケースや、走行中の自動車への飛び出しなどの危険もあり、一般家庭にとってはイノシシなど、ほかの害獣よりも深刻な問題となっていますので、国や県と連携して大規模な対策はできないものでしょうか。

また、従来の取組による駆除には限界があると考えておりますので、現状の法律や条例による規制を例外的に緩和するような措置は検討できないでしょうか。例えばですが、くくりわなの直径の規制の緩和、狩猟者1人当たりのわな設置数上限の緩和、空気銃の使用といったものが考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） キョン対策ということでございますが、国や県と連携した対策についてということでございます。県はキョンについて令和3年4月から令和8年3月を計画期間として、第2次千葉県キョン防除実施計画を策定しております。この中で、防除の最終的な目標は県内の野外からの完全排除であるが、全県からの完全排除を短期間で達成することは難しいため、段階的に防除の成果を積み重ねた上で、その達成を目指すとしております。

具体的な施策の一つとしては、千葉県有害鳥獣捕獲協力隊を設けて、捕獲体験などを通して、幅広く担い手の確保を目指す取組に力を入れております。ほかには、キョンの生態を踏まえて、効果的、効率的な捕獲方法の開発及び普及に取り組むとしております。

また、キョン対策として例外的な規制緩和ができないかというご質問ですが、規制緩和は県単位となりますので、町としてもキョンの増殖による被害防止に努めるため、捕獲従事者、関係団体等のご意見をお伺いし、県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。もちろんこれは町だけで決められる問題ではないと思いますので、ぜひとも引き続き国や県とも連携して、そのようなアピールをどんどん行っていただきたいと思います。私自身も先月、町外ではありますけれども、車でキョンをはねてしまいまして、これ2回目なんですけれども、こういったことが、今回は車の前のバンパーが割れる程度で済んだんですが、もしかしたら重大な事故につながる可能性もありますし、もしこれがバイクだったとしたら、転倒して大けがにつながる可能性なども大いにあると思います。

現状、キョンに対しての対策というのは、それぞれの捕獲従事者の方々の個人の対応に任されていると私のほうは解釈しておりますが、町としてもっと特別なキョン対策というものが必要な気がいたします。ぜひとも町民の生命、財産を守る、そういう意味でも、従来どおりではなく、一步踏み込んだ形でのキョン対策に取り組む必要があると思いますので、今後とも対策について、常に新しいものを取り入れて国・県と連携してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、捕獲従事者への支援についてということで、お願いいたします。

町では、イノシシ用の箱わなやアライグマ等の小動物用の捕獲器を購入して捕獲従事者に貸与しております。しかしながら、それらの器具はキョンの捕獲には不向きでありまして、キョンの捕獲手段としては、主にくくりわなが使用されています。くくりわなは、ばねやワイヤーなどの消耗品の損傷が激しいことや、わな自体を捕獲従事者が購入して、その既製品を独自に改良したり、場合によってはわなそのものを自作したりという、試行錯誤しながらやられております。このような猟具に対する柔軟な支援制度などが検討できないかということをお伺いしたいです。

また、過去にはイノシシ用の箱わなを設置、管理しているだけでも幾らかの補助金が支給されていたように記憶しているのですが、何年か前から成果報酬のみに制度が変わり、苦勞してわなの設置や見回りを行っても、捕獲できなければ餌代すら自費の持ち出しという状況になっております。有害鳥獣対策は町の重点施策の一つと考えられますので、捕獲従事者に対する支援が不十分なように思います。この点についても認識をお伺いしたいと思います。よろしくお

願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 町では捕獲従事者への支援として、狩猟免許取得に係る試験申込手数料と講習費用を補助しています。また、新規従事者への電気やりの貸与、箱わなや小動物用捕獲器の貸出し、従事者やわなに係る傷害保険の加入等を支援しております。

箱わなの管理委託については、平成30年度まで、わなの設置数に応じて管理補助を行っていましたが、国の補助である緊急捕獲活動支援事業により1頭当たりの報償費に経費等の上乗せをする形とし、管理補助を廃止といたしました。これら捕獲従事者への支援につきましては、これまで町としてできることをしてきましたが、今後も捕獲従事者の皆様のご意見をお伺いし、また他団体の支援を調査し研究してまいりたいと考えます。

答弁を終わります。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。この件に関しましてもお金がかかることなので、簡単には進まないと承知しております。ただ、捕獲従事者の方々のご苦労というのが非常に、わなをかければ毎日見回りをして、獲物がかかればその処理をするというのはなかなか大変な作業であることはご承知おきいただきたいと思います。

また、私自身も捕獲従事者として登録しておりまして、今現在は積極的に自らわなをかけるということはしておりませんが、ただ、民家の柵にキョンが絡まって動けなくなっておりますみたいな、そういったことが連絡がありまして、それに関して対応のために出動するということはまれにあったりいたします。そういうことも含めて、わなの貸出しや、それに対する費用だけでなく、そういった活動も行っているということも承知の上で対策のほうを検討していただければと思いますので、よろしく願います。

続きまして、捕獲後の処理についてということでお伺いいたします。

捕獲後の処分方法について、有害鳥獣を捕獲した後、個人で埋設等の処理をする以外には、町の清掃センターに搬入して焼却処分という手段を取ることになりますが、大きなイノシシや鹿などを搬入する場合には、清掃センターの処理能力上の制限で20キロ程度のサイズに解体して持ち込むということが必要と言われております。捕獲そのものより捕獲後の処理に大きな負担がかかることになり、そのような負担を解消する現実的な方法があれば検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

捕獲後の処分については、基本的には個人での処理をお願いしております。方法といたしましては、埋設や焼却等となります。町の清掃センター持込みによる焼却については、大型の鳥獣については解体する必要があると思いますが、処分費については町が支援する形となっております。焼却におけるセンターの処理能力もございますので、他従事者と連携いただくなど、引き続きのご協力をお願いできればと考えております。

また、町といたしましても、他団体ではどうしているのか調査を行っていきたくと思います。以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。これも食べるために解体するというのであればともかくなんですけれども、焼却するために、わざわざ大きなイノシシをゴリゴリ切断する、解体するという作業というのは、非常にこれ重労働でありまして、これが軽減される策があると非常に助かるというふうに思うのですが、これを改善したいということで、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、解体処理施設の設置についてということで、先ほども申し上げましたとおり、捕獲しました鳥獣の肉なんですけれども、それらはジビエとして一定の需要があると思われま。行政が解体処理施設を整備して、積極的に活用を促す例もあります。海と里山が共存する御宿町にとっては、海産物だけでなく、こういったジビエについても観光資源やふるさと納税返礼品への活用が期待できると思われ、先ほどの処分作業の負担の解消にもつながるため、解体処理施設の整備や新たなジビエの開発など検討されてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

長生郡市、市原市以南の20市町村で構成する千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議という組織があります。20市町村は県内市町村の37%ですが、この地域が県内被害の約60%を占めております。このことから、緊密な連携、連絡を図り一体となって野生獣対策に取り組んでいくところです。

この組織において、昨年末に県知事に対して要望書を届けました。その中の一つに、県施設としての個体処理施設の設置についてがあります。内容は、適正な処理を行うためには、焼却施設や加工処理施設等の捕獲個体処理施設の設置が必要ですが、各市町村での設置は建設費用の負担が大きいだけでなく、維持管理費用を含め費用対効果等に問題もあり、設置が進んでいない状況です。つきましては、広域で共同利用することができる捕獲個体処理施設について、

県が事業主体となり設置していただくことを要望しますというものです。実現するよう、今後とも継続的に要望していきたいと考えます。

答弁を終わります。

○3番（塩入健次君） 今、費用対効果というお話が出たんですけれども、こういったものというのは費用対効果というか、コストパフォーマンスという言い方ですか、をメインに考えてやるような施策ではないというふうに思うのですが、これを造ることでみんなが幸せになれるというか、行政として必要な施設ではないかと。学校や保育所などと同じですね。そういったものというふうな位置づけで捉えるということではできませんでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

昨年、館山市におきまして館山市が単独で施設を造りました。ここはやはりさっきの県の要望の中にも入っている団体なんですけど、ちょっとせば詰まっているということで、独自に施設を造ったようでございます。工事費だけで約1億円、そのほかこれには補助があるんですが、維持管理経費についてはちょっと補助がない状況でございます。

議員さんのおっしゃりたいことはよく分かります。町単独で造れば、それにこしたことはないんですが、やはり長い目で見ますと、ちょっと無理があるかと担当課としては考えておりますので、また今年の2月の定例県議会においての一般質問におきまして、農林水産部長が処理加工施設の増加に取り組むという趣旨の答弁をしておりますので、今後も県の動向をちょっと注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

取りあえず従事者としては、捕獲できたら、ここに持ち込めば何とかしてもらえると、そこで使える、使えない、この肉は使える、使えませんというようなものを判別したりして、使えるものは食肉として有効活用するとか、そういううまい循環というか連携ができることを期待しておりますので、ぜひとも今後ともこの件についても、ご検討のほうよろしく願いいたします。

続きまして2番目、JR東日本のダイヤ改正についてということでお伺いいたします。

改正内容の受け止めについてということで、改正内容全般の受け止めについて、今回のダイヤ改正では朝夕の京葉線快速の廃止など物議を醸しておりますけれども、改正内容全般について、町長の受け止めをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） JR東日本のダイヤ改正全般に係る受け止め方についてということでございますが、JR東日本におきましては、令和5年12月に令和6年3月のダイヤ改正について発表されました。特急列車及び普通列車における輸送体制の変更ということございまして、主な内容は特急「わかしお」の輸送体制の変更、快速の運転時間帯の変更、通勤快速及び快速の各駅停車等となっております。

しかしながら、千葉県をはじめ鉄道沿線の自治体から、ダイヤ改正の内容について見直しの要望が相次いだことから、令和6年1月に3月のダイヤ改正の内容の一部が変更をされております。その見直し内容については、十分なものではないという状況にあると認識しております。

まず、JR東日本のダイヤ改正に関する全般の受け止め方について申し上げますと、朝の通勤特急の設定はあるものの、特急列車の減少という点が懸念されます。これによりまして、当町から東京への移動において利便性が低下するとともに、さらに移住や定住の観点からも影響が懸念されると受け止めております。

このようなことから、私としても特急列車の運行本数の維持、特急列車と同様、東京方面への速達性を確保する意味から、JR京葉線も含めた朝夕のダイヤの維持、拡充について、地域自治体3市2町において、これは夷隅郡市の2市2町と鴨川市さんが入りまして、3市2町においてJR東日本千葉支社長へ先般、要望を行ったところであります。

以上であります。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

では、今、町長のほうからも出ました特急「わかしお」の件について、次の質問にさせていただきます。

京葉線快速の廃止が大きく報道されておまして目立ちませんが、特急「わかしお」が5両編成の全車指定席に変更されるということになっております。気軽に自由席に乗車することができず、指定席券を購入しようにも、御宿駅ではみどりの窓口が既に廃止されており、事前の指定席券購入には、JRが強化を進めるインターネットでのチケットレスサービスを利用することになります。しかしながら、このようなサービスを利用するのが苦手な高齢者やクレジットカードなどの決済手段を持たない未成年者などにとっては、利便性の低下は避けられないものとなっております。いわゆるバリアフリーとは、階段などの段差の解消を指すことが多いですが、こういったデジタル面での格差解消というのも一種のバリアフリー対策と考えます。こういったことをJRへの要望事項に盛り込む必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 特急「わかしお」の全指定席化による弊害についてお答えいたします。

J R東日本では、令和6年3月16日のダイヤ改正から特急「わかしお」等が全席指定席となることが発表されました。特急券はスマートフォン等から事前に購入することができ、切符を受け取ることがなくお好みの座席を指定し、そのまま乗車することができ、慣れてしまえば便利となりました。

その一方で、議員のご指摘のとおりインターネットでのチケットレスサービスを利用することが苦手な高齢者等へのフォローが必要と思います。このことから、J R東日本千葉支社から、指定席券の購入方法やスマートフォンからの駅ネットチケットレスサービスの操作方法などについて、講習会を開催する予定のお話をいただいております。町もこの情報を共有しながら、協力してまいりたいと考えております。

このほか、駅員の無人化やみどりの窓口の閉鎖などの状況を受け、駅による購入環境の違いなどから、高齢者等のご利用者の利便性が確保できない状況であることから、J R東日本千葉支社に対し、千葉県J R複線化等促進期成同盟として要望活動を行っております。このことは、外房地域沿線自治体の共通の課題として認識しております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） 実はこれちょうど同じ問題がおとといの千葉日報で報じられているのがご存知でしょうか。記事によりますと、J R東日本の担当者の話として、御宿駅では今後どのように利用すればよいのかという問合せがあったというふうな記述がございます。先ほど申し上げた懸念が既に現実のものとなっているということが明らかになっております。これはまた、町民の利便性に限ったことではなくて、例えば観光客の方が帰りの時間を決めずに御宿に来られて、いざ帰ろうと思って駅に行ったら、窓口はない、切符の買い方も分からない。そういった事態が今後必ず発生すると思われまます。せっかく旅行に来ておきながら、帰りの電車でひどい目に遭ったみたいな、そういう思いをして帰られる観光客の方がもし発生するようなことがあれば、これ御宿町自体のイメージダウンにもつながると、非常に危惧しております。もう本当に大きな問題だと思いますので、これ快速もそうなんですけれども、この問題を是正するような要望を、やはり町、もしくは先日、快速の要望を出した各近隣の市町と連携をして、改めてJ Rのほうに対策のほうを求めるのが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） JR外房線複線化等促進協議会の中でも、今、塩入議員のほうからご指摘いただいた内容につきまして、指定席化されることによって、購入方法により特急料金が異なったり、利用駅によって購入環境が違うなど利用者に不便が生じないように、特急券の購入に関する支援も併せまして3月に要望してまいりたいと思いますので、その辺は強く要望の中に入れていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○3番（塩入健次君） 続きまして、遠距離通勤・通学への補助についてということでお伺いいたします。

特急の利用に対する補助についてということで、今回のダイヤ改正では勝浦発の通勤快速が廃止されましたが、それに代わりまして御宿駅を平日朝6時50分に発車する特急「わかしお」が新設されました。これを利用すると東京駅に8時25分に到着できることから、東京駅までの所要時間が現行の通勤快速を利用するよりも20分短縮されることになります。通勤・通学時の特急料金の補助があれば、都市部からの移住促進につながるほかに町内在住者の進学や就職に際して、自宅から通うという選択肢が増えることになり、若年層の人口流出を防ぐことができるのではないかと思います。そのような施策は考えられませんか。こういう制度はいすみ市やお隣の勝浦市などでも、一定の条件付などで既に実施されているものでございます。こういったものについて検討をいただけることはないかということでお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 遠距離通勤・通学の補助についてお答えさせていただきます。

人口減少時代を迎えまして、住民が暮らす地域を選択することが容易になる中、遠地への通勤・通学の場合に転出するケースが多いほか、近年、多様化する働き方改革が浸透しておりますが、就職先が少ない当町では若者が定住するための解決すべき課題であると認識しております。このことから、人口減少対策は町を持続していくためにも重要な課題と捉え、移住定住促進と関係人口の創出、拡大に努めております。

塩入議員から、遠距離通勤・通学における特急列車の補助について施策は考えられないかというお尋ねですが、若者層の人口流出を防ぐ定住効果や、移住を検討する方のきっかけとなる施策の一つであると考えられますので、近隣自治体の状況や通学・通勤の状況など調査を行いながら、今後の事業の推進の参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ぜひとも速やかに進めていただきたいのですが、今まで移住政策というものに関しては割といろいろなことをされてきたと思いますけれども、逆に若者や生産年齢

人口と言われる方々の流出を防ぐということに関しての政策が手薄だったように、私個人は感じております。なかなかそういう若い方というのは、移住で来るというのはハードルが高いですけれども、今、御宿にいる若者をここから出さないようにするということが、よほどよそからほかの人を呼んでくるよりも効果的かと思えます。ただ、やはり問題は、今、企画財政課長がおっしゃられたように、町内での就労場所の確保ということが問題になりますので、それを解決するための今回の提案ということで、ぜひこれを実現することが必要なというふうに考えております。

例えば、30代までは5割補助する、40代からは3割補助に減らすとか、そういった段階的に補助の金額を変えるなり、いろいろな条件を検討することによって実現が可能かと思っておりますので、ぜひともやっていただきたいのですが、町長のほうのお考えをお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘ありがとうございます。今、企画財政課長が述べたとおりでございます。研究、検討させていただきたいと思えます。

○3番（塩入健次君） こういった施策がいすみ市、勝浦市でもやっているというお話をさせていただきましたけれども、私、金曜日の夜にやっているテレビ番組で、遠距離通勤や遠距離通学の人の家までついて行って、その理由を聞いたりとかというコーナーがあります。その中で、遠距離通勤・通学している人で意外と多いのが、やはりそれにかかる新幹線代の補助が自治体から出ていますとか、そういうことが結構、遠距離通勤の理由になっていたりということが非常に多く出てまいります。基本的にはやはり都市部から離れた自治体というのは、もう既にどこでもやっていることですので、ぜひともこの御宿町でも実現をしていけるように努力のほうをお願いいたしまして、私のほうの一般質問はこれで終わりにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私は、道路問題とエンディング・サポートということで2問あるわけです。

まず、道路問題について県道と町道の移管替えですね、これを推進してもらいたいということで、私はお話ししたいと思います。

現在、御宿町は鉄道線路の高山田ガード下に県道夷隅御宿線が通っていて、この箇所の建築限界は3.5メートルであるが、大型車両が通行が不可能であります。一方、町道0108号線、通称部田前道路の砂田架道橋は通常の建築限界4.5メートルで整備されているので、大型車両も通行可能な建築限界を擁しています。このことから、いすみ市、茂原市方面から来る大型車は町道0108号線を通って国道128号線に至っており、あたかも県道の肩代わりを町道が担っているわけです。

そこで、県道夷隅御宿線の終点の国道128号線の新町十字路からわんにゃん村付近までと、同地点から町道0108号線の終点の国道128号線のセブン-イレブン御宿付近までの所管替えができないか。町道0108号線の道路舗装は、亀の甲状の亀裂が路線全体にわたって多数入っています。付近の町民は合材が飛び散る危険にさらされている状況であるため、一刻も早く早急に危険を回避する必要があると思うんですけれども、町の見解を述べてもらいたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、道路問題について回答します。

まず、高山田ガード下の県道夷隅御宿線の県道と町道0108号線、部田前道路の所管替えができないかというご質問ですが、県道・国道を管理している夷隅土木事務所に確認をいたしました。現在、夷隅土木事務所では、国道・県道のネットワークを構築しており、新規の整備計画でない道路等以外は所管替え等を行われていませんという回答をいただいております。

次に、道路舗装の亀裂等についてですが、確認しております。次の質問に関連しますので、次の回答と併せてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○5番（土井茂夫君） 結局、県は町に押しつけているわけですから、この件はむしろ県庁の県の県土整備部の道路関係の課に再度要望していただきたいんです。というのは、この所管替えは出先の夷隅土木では対応しづらいんじゃないかなと、そのように思っていますので、今回はそういう答えは結構ですけれども、そういうことで再度お願いしたい。

町が実は0108号線を線形改良したいということで進めていまして、境界測量とかをしていて、私は本当にこの道路が少しはよくなるんじゃないかなと、4次計画のときに思っていました。ところが、あに図らんや、いつの間にか計画は途絶えちゃいまして、何もしないんだなど。そ

して、4次の総合計画にそういう改良計画はあったんですが、その扱いがどうも計画が切れちゃいまして、そのままで、私は思うんですけども、4次計画という計画に上程したならば、少なくとも我々議会のほうにも話をしていただき、どうしてやめるのか。それもないままにずっと、何年間ですか、七、八年ともう過ぎているわけですね。

それで、ちょうど私の書いた文章とはちょっとしゃべり方は違いますが、私も再度そういうことであれば、第5次計画に再上程したのかなど。再上程しなかったとしたら、もともと町は0108号線のあの惨状をそのままいいんだよということで私は理解してまして、あの場所の曲線が1か所すごくカーブがきつく、なおかつ生け垣が道路側に繁茂して、何度かあそこが事故が起きたということをいろんな方に私は聞いていました。そんなことも当然町のほうも聞いていると思うんですけども、今回の5次計画に再上程したのかですね。また、再上程しなければ、今後どのようにするのか。その辺をお聞かせ願いたい。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、お答えします。

同路線は第4次総合計画に予定されていましたが、いつの間にか消えていったとのことですが、計画の廃止等ではなく、第5次御宿町総合計画施策では生活環境内で示されています御宿駅西側遊休農地の景観美化促進で重点課題とされ、その中には町道2043、2044、2045、2046号線等が既存しており、それに接道している町道0108号線も含め道路改良が想定されます。

道路がどのような線形並び整備が必要か、トータル的な計画を立てなければなりませんので、今後、協議検討並びに調整等をしていきたいと思えます。

また、道路舗装の亀裂等の整備については、大幅な道路整備等改修ではなく、亀裂など部分的、最小限にとどめた道路整備の検討をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 駅西側の農道、農地の整備については、これまで2回ほど会議を開きました。何ら今後こういう計画でいくということを詰めた計画がまだあるわけじゃないんです。恐らく私は、その計画は進むだろうと思うけれども、農道の整備や草刈りはしましたけれども、むしろ農道はもう、先ほどの鳥獣駆除についてのこともありましたけれども、鳥獣がはびこっている場所のわけなので、それとの関連があ道路と同じリンクするよということは、私は到底考えることはできません。両者ともいいことは事実です。むしろ生活道路の0108号線を優先して整備すべきじゃないかなど。

駅前整備については、駅西側の農地整備についてはいつになるか分かりませんので、あまり

当てにしないほうがいいんじゃないかなと、そのように感じている次第です。そういうことで、日々、建設水道課には町民の苦情が殺到しておると思いますので、そういう点では心は充分かかっているつもりです。

そうした中で、最後、道路問題についてはよく舗装状態、危険な状態であるということを見て、そして移管についても御宿町にとって有利な方法をぜひとも取っていただきたいんですよ。相手に言われるままじゃなくて窮状をよく訴えて、そしてしかるべきところが管理する。これがやっぱり基本ですから、ぜひとも訴えていていただきたいと思います。この件については以上です。

続きまして、人は必ず亡くなりますね。何歳であるといえ、やがては亡くなりますね。そうした中で今日私は訴えたいことは、最終的な、これは終活というんですか、それを安らかにその個人が最後を送ることができる。

実は御宿町には本当にお一人様、きょうだいもいない、子どももない。そしてそう身近に面倒を見てくれる方がいない。こういう方が結構いらっしゃるんですね。これには私もびっくりしたんですけれども、それも私の身近にいるんですね。この方々のやっぱり思いは、最終的に、先ほど話した安らかに眠っていきたいという希望なわけです。

そして、私この件のちょっと話を聞いたときに、保健福祉課のほうに、一旦はどんなことを町はやっているんですかということでお聞きしました。私がしゃべるよりか、ここでひとつ、こういうお一人様の対応につきまして、お亡くなりになった。保健福祉課のほうは、こんなことを対応しているよということで、課長どうですか、その辺をちょっと課長のほうが説得力あるから、お話ししてくれませんか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 人生の最後を迎えるにあたり、葬儀や相続、身の回りの整理等の準備を生前から行う、いわゆる終活については、セミナーの開催等により広く住民の方に呼びかけております。個別の相談には民生委員や地域包括支援センターが応じており、その方の経済状態や家族の状況などにより助言等をしております。

また、こうした相談に備え、定例で開催している民生委員・児童委員協議会の会議では、地域包括支援センター職員が生活支援コーディネーターと連携し事例検討などを行っております。

なお、身寄りが全くなく、亡くなられたときに火葬や埋葬を行う者がいない場合には、墓地埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市町村長が火葬等を行うこととされております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。課長に言ってもらった方も、私は衝撃的だっ

たんですけれども、お一人様が亡くなられた場合は、まずは警察署が来て、自殺か他殺かというようなことを調べた上、他殺だと事件性がもちろんありますから、これはまた別途、最終的には同じになるだろうと思うんですけれども、あらゆる身元人を警察署のほうを探してくれて、いないよという場合は、御宿の町だったら保健福祉課のほうに来るそうですね。その上で火葬したり埋葬したり、こういうことを一切課がやっているそうです。じゃ、その費用はといいますと、県のほうの補助で賄っているよと。現実的にはお一人様については、このような、誰かが発見して、そういう段取りでいっているということで、多分私は近年この件が増えているんじゃないかなと思われるんですね。

ちょっと戻りますけれども、今回、町の9次介護保険事業計画に令和2年の高齢者世帯のうち単独世帯は654世帯で年々増える傾向にあるよということで、そういう世相なんでしょうね。このうち法定相続人がなくて、かつ頼れる身寄りがない世帯は何世帯ありますかということで、課長、またお願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 特定の個人の法定相続人の有無については、その方の出生時からの戸籍を確認しまして、法定相続人になり得る方を把握した上で、その方たちが生存しているかを確認する必要があります。法定相続人は、一般的には親や子ども、きょうだいなどが多いですが、婚姻をしているか、子どもがいるかなど、その方の家族構成や家族の生存等により、法定相続人となる方や人数も異なります。また、法定相続人があったとしても遠方にいたり、絶縁していたりする場合もございますので、個々の住民の法定相続人の把握は難しく、町ではその把握をしておりません。

ただし、高齢者の単独世帯については、緊急通報装置設置事業の利用や社会福祉協議会、民生委員の調査などにより、ある程度は把握しております。緊急通報装置の作動の際に親族などが緊急連絡先となっていない世帯は、233世帯中10世帯と把握しております。

○5番（土井茂夫君） 町がこの654世帯のうち、いわゆる独り身世帯、身寄りがない、何もいないという世帯は、個人情報ではあれなんだろうけれども、私はアンケート、アンケートを拒むのは別な話ですよ。アンケートによって、この数がある程度抑える考えはないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） アンケートにつきましては、災害時の個別支援台帳作成の際に必要となりますので、定期的に年に1回アンケートは行っておりますが、その緊急的に支援

をお願いできる方が近い方なのか遠い方なのか、その辺の属性についてまでは調べていないのが現状でございます。

○5番（土井茂夫君） そのとおりだと思いますね。そこまで調べていたら、とてもとてもできる話じゃないことは事実です。ただ、自分自身が誰も身寄りがいなくて、誰も頼る人がいなくて自分の相続してくれるような方がいないというような方の人数は、アンケートで、今後ですよ、今やっっていなければ今後することができるんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議員さんおっしゃるとおり、アンケートで法定相続人がいるのかいないのか、1つ設問をつくって尋ねることは可能かとは思いますが、ただ、その正確性というのが分かりませんので、アンケートの項目にするのは、今のところ難しいかなと思っております。

○5番（土井茂夫君） ただ、分かる範囲とか、本人が申告した範囲で、あと云々は別にして、あと細かくいろんなことを聞いたら、かなりこれはプライベートな個人情報になるので、これは避けるべきだとは思いますが。ただ、概数を把握すること、それは大事なと思うんですよ。やっぱりその人たちが頼れる身寄りがなくて生活にゆとりがない。町民の方の葬儀等について事前に解決を図る、講ずべき考えが課としてありますかということ。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 先ほども申し上げましたとおり、民生委員さんなどと連携はしておりますので、ご心配な方はあらかじめご相談させていただければ、しかるべき、今ですと中核地域生活支援センターなどというものもございますので、そういうところを紹介してまいりたいと考えております。

○5番（土井茂夫君） 私も民生委員の方も知っていますけれども、いろいろ相談には乗ってくれます、すごく親切に、本当にありがたく、やっていただいているとは、私は身にしみて思いますが、この最終的なエンディングプランですね。そこまで突っ込んでやるわけはないし、まず町にはないしね。

たまたまこれは横須賀市にこういう事例があるもので、向こうは1万人のこういう方がいらっしゃる。御宿は659人の形だから、全然数が違うことは事実ですよ。ただ、町単独の8,000人人口だけで考えるんじゃなくて、夷隅郡市の広域で考える問題って結構あると思うんですね。こういう問題こそ広域で対応していただければ、そういう安らかに最後、この町で終わ

ることができるんじゃないかなと思ってまして、そういう会合か何かあるんですか、ないですか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） その項目だけをもつての会合はございませんが、福祉全般で当然顔を合わせる機会がございます。広域で考えたらいかがかというようなお話ですが、先ほど申し上げました、私どもがご紹介差し上げる中核地域生活支援センターというのが、まさに県から委託を受けて広域的に、この辺、夷隅地域を受け持つところ、長生地域を受け持つところと分かれておりますが、そういう組織もございますので、郡内福祉のほうではそのようなご相談があった場合には、そちらをご紹介するようなこととなっております。

○5番（土井茂夫君） 保健福祉課にとっては、確かにいろんなこういう高齢者を扱っていますので、いろんな相談があると思ひまして、日頃の苦労は正直分かっているつもりです。最終的な、こういう安らかに眠る、そういう方策も町ではそういうことを上がっている方がいらっしゃるということを気を留めていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

(午後12時09分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、北村昭彦君が退席いたしました。ただいまの出席議員は9名です。

(午後 1時30分)

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(8番 石井芳清君 登壇)

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。それでは、通告に基づき、一般質問を始めさせていただきます。

本日は、町長の政治姿勢についてといたしまして、大きく5点、総合計画について、安心安全な町づくりについて、役場窓口の接遇について、御宿小学校更新事業について、新年度の保険証の事務についてということで、5点について町長の政治姿勢について伺いたいと思ひます。

通告ではございますが、まずちょっと実務的な面を先に質問させていただきたいというふう

に思います。一番最後の新年度の保険証の事務について、まず最初にお伺いをしたいというふうに思います。

この幾つか、6点について、細かい事務について伺いたいと思うわけでありますけれども、その前に、今のこの医療関係者ですね、どうなっているのかということで、実は本定例会最終日程ではございますが、請願を受けました。これは千葉県保険医協会という団体で、会員4,242名、医療機関2,007名、それから歯科医療機関2,235名ということで大変大きな団体でございますが、こちらから、紙の保険証を残してほしいというような請願を受けたわけでありまして、そのときに、今、医療機関がどういう診療受付実態があるのかということで、細かい資料を頂きました。これから今年の新年度ですね、事務を行っていくわけでありますけれども、ぜひそういう実態を理解していただいて、事務に生かしていただきたいというふうに思っています、まずその部分を冒頭に紹介させていただきたいと思います。

こちらの団体でありますけれども、12月2日に現行の健康保険証を廃止する閣議決定をしたということで、この健康保険証の廃止についての意見を、当該の会員様にアンケートを行ったということでございます。

それで、行った期間は1月19日から1月31日の13日間ということでございます。それで、全部紹介するというわけにもいきませんので、この中で、まずマイナ保険証でありますけれども、この利用率、これ厚労省が示したわけでありますけれども、昨年4月段階で6.3%、厚労省11月段階で4.34%、1月15日厚労省発表12月利用率が4.29%で、どんどん下がっているという実態だそうです。

それで、この短期間なんですけれども、トラブルがあったとする回答は243件、53.7%なんだそうです。その中で、どういうことがあったかということなんですけれども、まず受付業務なんです、一定落ち着いていると思うという方が18.7%、約2割ですね。それから、今も混乱しており、廃止後は受付業務に忙殺されると思うという方が284件で53%、半数を超えていると。それから、診察の待ち時間が長くなると思うが233件、43.5%です。スタッフを増やして対応せざるを得ないと思うという答えが112件、20.9%、約2割ということで、大変混乱されていると。

それから、オンライン資格確認システム、これを導入済とした会員の方なんですけれども、どういうトラブルが起きたかということで、複数回答なんですけれども、該当の被保険者番号がない、これが18.3%。資格情報の無効がある、23.7%、名前や住所の間違ひがある、12.3%、名前・住所で、マルというんですか、要するに画面に出てこない、一部が消えちゃうというこ

とだと思っんですね。そういうところが24.4%、それから、自治体の関係、御宿町の例では負担割合の齟齬、国保ですね、これが43件で8%、それから後期高齢者は、21件で3.9%、それから、限度額認定に誤りがあったが4.3%、他人の情報がひもづけられていたが20.1%、間違っった医療情報がひもづけられていたが0.9%、カードエラーがあったが132で24.6%ですね、という、これは主なところなんですけれども、これが実態です。

これはどこがトラブルか分かりませんよ、こちらでの入力間違っているのか、それともリーダー等、それからパソコン等がエラーを起こしているのかという、それはここでは分からないんですけれども、現場ではそういう問題があると。

やはり本来であれば、国がこういう大規模な改定するときには、大・中・小、また都市部それから山間部ということで、あらかじめリサーチですか、調査をして早期にやって、それで問題点の洗い出しをして、全国展開するときには、100%完璧なシステムを提供するというのが本来の事務だろうと思っんですね。

今般これがなされていないということで、実際の率がどんどん下がっていると。いろんな問題が起きている。でも、国の法律が制定されたわけですから、市町村はそれに応じた事務を行わなければならないということであろうと思っんですね。こういう実態を医療機関の方が請願を受け付けるにあたって、丁寧に説明をいただきました。資料も、詳細な資料を頂いたわけでございます。そういう中において新年度の保険証の、被保険者証の発行の方針ですね、伺いたいと思っします。

まず1点目、被保険者証の発行方針について、12月2日前後、どう変わるのか変わらないのか。それから2、停電等何らかの理由でカードの読み取りができない場合の対応について、3つ目、マイナンバーカード保険証で情報漏えいなどの事故があった場合の責任の所在について、4番、紙の被保険者証を紛失した場合の対応について、これも当然前後があるわけでありませけれども、5番目、マイナンバーカードを返納した場合の対応について、6番目、資格確認証と被保険者証の差異について。

以上について、答弁を賜りたいと思っします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） まず、被保険者証の発行の方針でございますが、現在発行中の被保険者証は、有効期限が令和6年7月31日まででございます。一般的なケースですと、今年7月中旬に、令和7年7月31日まで有効期限の被保険者証が発行され、これが被保険者証としては最後の発行となります。改正法が施行される12月2日以降は、マイナンバー保険証を持

たないなど、マイナンバーカードによる資格確認を受けられない方には、資格確認書を交付いたします。

なお、被保険者証については、有効期限が到来するまでは12月2日以降も引き続き使用することが可能でございます。

次に、停電等何らかの理由でカードの読み取りができない場合の対応でございますが、現在、詳細な取扱いは定まっておりませんが、スマートフォンのマイナポータルで被保険者資格情報の画面を提示してもらい確認する方法か、被保険者資格申立書を記入提出してもらう方法、また、過去の受診歴から被保険者情報が確認でき、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握している場合には、そのときから保険資格が変わっていないことを口頭で確認する方法などが、日本医師会等から各医療機関向けに通知されております。

次に、マイナンバーカード保険証で情報漏えいがあった場合の責任の所在でございますが、現在の被保険者証でも、情報漏えいがあった場合には、その漏えいの原因により責任の所在が異なりますので、マイナンバーカード保険証により情報漏えい起きた場合でも同様であると考えております。

次に、紙の被保険者証を紛失した場合の対応でございますが、本年12月1日までは、本人確認書類の提示などにより再交付申請を経て被保険者証を発行しますが、12月2日以降は、マイナンバーカード保険証をご利用いただくこととなりますので、マイナンバーカードを所持していない方や保険証利用登録をしていない方には、申請に基づき資格確認証を発行することとなります。

次に、マイナンバーカードを返納した場合の対応についてでございます。こちらについても基本的には紛失の場合と同様に、返納手続の際に、資格確認書の申請を併せてご案内するものと想定しております。

次に、資格確認書と被保険者証の差異でございますが、資格確認書の記載事項は、現行の保険証の記載内容を網羅するものとなっております。また、本人の希望により、高額療養費の区分などの項目も記載できるようでございます。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードと保険証の一体化は国において進められておりますので、今後の方針などの詳細につきましては、国において判断されるところと考えておりますが、住民が安心して適切に医療を受けることができるように対応してまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

一つ確認をしたいんですが、マイナンバーカード保険証をなくした等を含めた情報漏えいですよね。例えばよくあるのは、医療機関に貯留と申しましょうか、渡し忘れるとか、もらい忘れだとかということなんかも実際あるんだそうです。

今、一般的に使っている紙の保険証ですよね、被保険者証。これは、そこに書いてあるだけの情報なんです。マイナンバーカードだと、それにひもづけられた様々な情報がそこに入っているということだろうなというふうに思います。そういう面で、その利用率が逆に下がっているというのが実態ではないかなというふうに思います。

それから、5番目の返納した場合についてということですが、マイナンバーカードには様々な情報がひもづけされているというふうに思うんですね、それは個人によって違うんだろうなというふうに思いますけれども、そのひもづけ、これ返納した場合ですよね、マイナンバーカードを、どちらが担当かちょっと分かりませんが、そうした場合のひもづけされた情報、要するにマイナンバーカードを使用しなくなるわけですから、それがどうなるのかと、告知する必要があるんじゃないですか。本人は理解されていますかね、どういう情報を自分はカードにひもづけしているのかと。若い人でもなかなか難しいんじゃないですか。特に高齢者に至っては。

利用するときにもたしか、私は持っていないので分からないんですけども、画面に許諾、何項目か、こういうものに利用されますよとかという形で、一番最初使うときに、許諾のボタンになっているんですか、確認が求められるんだそうです。そうしたことも、先ほどの医療機関の、例えば実態では非常に時間がないと、私も医療機関によく行く場合もありますけれども、初めての方は戸惑ってできないですね。そうすると、病院の事務の方が窓口まで、外まで出てきて、こういうふうに操作するんですよと丁寧に教えるという場面を随分見ました。そういうときも、多分幾つかボタンを押しているみたいなんですけれども、多分許諾関係だと思うんですね。それ本当に理解しているのかと。また、ご不安だからそれでこれ返納しますよという方も何人かおられるようであります。

そうした場合に、マイナンバーカードを返納したひもづけされた情報について、きちんとその方に明示するという事務はどうなっているのでしょうか。口頭で言われても、やはり書面で、こういうサービスが受けられなくなりますよというようなことは、きちんと書面にして渡すということが私は必要だと思うんですけども、この細かい事務について承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 健康保険にかかわらず、マイナンバーカードを返納する場

合には、ご本人様に書面で返納の理由を含めて提出していただいております、それに基づいてカードのほうの返納手続をさせていただきますが、その際に、利用ができない事務等につきましては、お話のほうをさせていただきますが、本人申出書をもって本人の意思確認になりますので、停止をしたことの結果通知というようなものはご本人には差し上げている状況ではありません。

現在、あくまでもマイナンバーカードを返納された場合でありまして、一度健康保険の登録をした場合は、その履歴が抹消されるわけではございませんので、一旦返納していただいても、一度利用登録をされていると、それ自体は解除にはなっておりませんので、解除届みたいなそういった個別のものは出していただくということもありませんので、あくまでもカードを返納していただくということで返納届を頂いているという状況でございます。利用できないサービスにつきましては、その際、口頭にはなってしまいますが、最終確認としてこういったことが使えないということを説明した上で、それでも返納したいという場合に、返納届のほうを受理させていただいてございます。

○8番（石井芳清君） 返納のことでありますけれども、申請書のコピーを渡すとか、そういうことは可能だと思うんですね、そうした事務は取ってはならないんでしょうか。そういう指示は要するにマニュアルがないということですよ、国からね。ただ、どういうサービスかは、要するにサービスは受けられると、ただ受けられるといっても、それはマイナカードがないと受けられないわけじゃないですか、サービスが利用できる状況は残っているけれども、そのサービスの利用はマイナカードがないとできないわけですよ。であるならば、きちんとそれを明示する、最低でも申請書のコピーを本人に渡すということは、私は可能だというふうに思うんですけれども、それはできないんでしょうか。改めて伺います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 今、石井議員さんのお話ありましたとおり、いわゆるマニュアルというものにはそちらのほうのコピーを渡すというようなところはなくて、一応、届けということなので届出書で受け取っているだけでございますので、そういった形での届出書の写しの交付につきましてはちょっと確認をさせていただいて、可能であるということであれば実施したいと思っております。

○8番（石井芳清君） 分かりました。善処を求めたいと思っております。

それでは、これはこれからの事務でありますので、実態を今、保険証の扱いについては、診療機関、現場は大変大混乱に陥っているという状況であります。ですから、それにも増して、

こちらでのこれから新年度において発行事務というふうになるわけでありますから、あくまでもかなり丁寧な対応、慎重な対応を求めたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、1点目であります総合計画について伺います。

総合計画について伺いたいわけでありますけれども、これが総合計画ですよ。これは12月議会にも質問通告は出した内容でありますけれども、この総合計画、具体的な事務を伺う前に、これが本当にこれを策定して出来上がったものを、きちんと皆さんが理解して仕事をしているかというのを聞きたいと思います。

これは、この議会の中にいる人だけが理解していればよろしいのでしょうか。課長の皆さん、町長、教育長、課長の皆さん、そして議員、これによろしいんですか。具体的に質問に入れられないじゃないですか。これはどんなふうになっているんですか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 第5次総合計画につきましては昨年度策定されております。その中で、町の最重要な計画でございますので、各課に内容を配付しまして、策定当時からなんですけれども、各職員に内容についてよく理解をしていただきながら、できたものについても概要版を含めて各課に配付しております。各課におきましても、課長を通じて職員に行き渡るようなことで配付させていただいているところです。

以上です。

○8番（石井芳清君） そうすると、これは職員1名ずつちゃんと持って仕事しているということによろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 各課に一部ということで各部署に配付させていただいて、共有を図っていただくということになっております。

○8番（石井芳清君） これは学校図書ではここに、貸し出した人ごとに、誰が読んだと印鑑を押すんですよ。置いてあるだけですか。というのは、ここにありますがけれども、さる協議会で子育てに対する質問が議員から出されたんですね。その所管の職員が、課長もいましたし、所管の職員いました。内容については、御宿町では計画はありませんと。

この中に、ワークショップで出されて、それは検討事項となっているんですね、議員から提案された内容は。一番の責任者ですよ。これが実態です。

そういう実態でいう中で、この具体的な質問ですよ、今般出した。御宿町総合計画策定時

に寄せられた声や私たちのできることをどのように具体化するのか、町民の声や行動を応援する仕組みが必要と考えるがどのように考えているのかというのが今般の質問です。

これ読んでいなければ、この質問、意味はないじゃないですか。置いてあるだけじゃないですか。これ読ませていただきました、ワークショップのところ。20代から70代にわたって30数名の方々が、本当にこれ、ウイークデーですよ、多分。役場まで来ていただいて、大会議室だな、この写真見ると。様々な声を寄せていただいた。そういう内容じゃありませんか。これ読んでいないということですよ、これも。これが総合計画でよろしいんですか。

それで、これについては意見書がされていますね、先般お読みしたかも分かりませんが、非常に例外的です。改めてまた読ませていただきます。策定委員長ですね、冒頭の部分。第5次御宿町総合計画は、豊かな自然環境を守りつつ、住民の誰もが幸せを実感しながら暮らし続けることができるよう、行政と住民による協働の町づくりをさらに推進することの重要性が示されています。しかしながら、総合計画の認知度は高いとは言えず、住民との協働による町づくりを進める上では課題となっていることから、あらゆる機会を通じて広く周知する必要があります。以下は読みませんよ。

誰がこれ周知するんですか。あらゆる機会ですよ。そして、これ誰がやると書いてありますか、ここに、きちんと書いてありますよね。主体である住民と共にこの計画を成し遂げることじゃないですか、策定委員長が求めていることは。改めて考える話じゃないんじゃないですか、皆さんつくったわけでしょう、1年前に。深刻な問題じゃないじゃないですか。胸張って、何で答弁で説明もできないんですか。大変な事態だと思いますよ。どうしてこれで協働の町づくりが進むんですか。こうして寄せられた声、先般の中学生議会もそうだったじゃありませんか、感想たくさん寄せられました。我が身のものとなって考えると、そういう感想をたくさん寄せられていますよ。改めて、町の様々な課題について接することができた、理解することができた。私も将来のために頑張りたいという、そういう声にあふれていました。こちらもそうだったんじゃないですか。

そういう声にどう応えていくというのが求められているんじゃないですか。そのためにこの計画をつくったんじゃないじゃありませんか。町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今ご指摘のとおり、ご意見のありましたとおり、この総合計画について、町民の皆様32名ですか、皆さん出ていただいて、ワークショップ形式を中心にご意見いただきました総合計画をつくったということでございまして、この総合計画に基づいて行政を進

めているわけでごさいますて、また具体的に、そういう、例えばいろんなご意見をいただいた中で、総合計画の中に入っていない部分もあるかどうかはちょっと、当然あると、全部網羅できていないと思いますけれども、そういう中では、いろんな意味で町民の皆様に今後ともご協力をお願いして、町づくりを進めていきたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 入っているんですよ町長、明確に書いてあるんです。問題提起されているんです。私は入っていないということ一言も言っていない。入っているんです。だからきちんと、町民と共につくられた計画、大事な計画ですから、きちんと理解をして、一步一步これを実現のために頑張ってもらいたいということを私言いたいですよ。

この1冊が各課に置いてあるとしたら何冊ですか。私ね、職員全員に配ったっていいと思いますよ。本当にこれを読んで、住民サービス、事業を組み立てていただく、そういうことが大切だと思いますが、私の考えは間違っていますかね、町長、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと趣旨がですね、各課において配付されて、この総合計画に基づいて行政を進めているわけでごさいますて、まだ努力が足りないとか、この総合計画に基づいて行っていないとかというご指摘でごさいますか。申し訳ないですけども、ちょっと意見が見えないんです。

○8番（石井芳清君） これが理解されていないということを私は最初から申し上げています。これを本当に読んで計画をつくる、日々の事務を行うということじゃないですか、そういうものではないんですか。私は考え違いをしているんですか、それとも。これはつくったら終わりということによろしいんですか。これを本当に血肉にしていくということじゃないんですか、町民の声、汗でつくられたものではないんですか、これは。

事務の進め方です。総合計画はどういうものか、それに基づいて、まだ本論に入れていませんよ、私。そういうもので、私が言うとおりのことであるならば、具体的な設問に入ります。これはどういうものなんですか、町長。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご意見としまして、職員の皆さんが総合計画に基づいて仕事をしていないとか、総合計画についての認識が浅いとか、そういう貴重なご提言であれば、私は、私のそういうご意見を貴重なご意見として受け止めて、今後とも努めていきたいと思えます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。大事なものだということのご認識であるということでごさいますので、具体的に伺います。

それでは、こうして寄せられた声、また住民の行動・活動ですね、それをどうやって具現化していくのかというのが次の計画、実施計画等を見ても全然見て見えてこないんですね。実行計画においても、今般出される当初予算についても、行政として必要なもの、簡単に言ったらですね。本当にこの町民を支えていくと、そういう活動を支えていくと、応援すると、そういったような仕組みづくりが私は必要だというふうに思うんですね。また予算も必要だというふうに思うんですが、これについてはどう考えるのか伺ってまいりたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 第5次総合計画策定時に寄せられた声や、私たちにできることをどのように具体化するか。町民の声や行動を応援する仕組みが必要であると考えているが、どのように考えていくかというご質問だと思います。

第5次御宿町総合計画の策定においては、策定委員会の委員から出された意見やワークショップの開催によるアイデア結集、住民アンケートによる意識把握などを行い、できる限り多くの方々の声を計画に反映させることができました。特に、町の将来像である「ひと・マチ・自然がつながりつなげる「ちょうどいいまち」御宿」は、ワークショップで出されたキーワードを基に、基本理念として策定されております。

今回の計画には、新たに「わたしたちができること」という項目を設けました。これは、住民との協働による町づくりを推進するにあたっては、住民の声を聞くことはもちろん、住民の皆様が自ら町づくりに参加するという視点を持ってこの取組を進めていくことが重要であると考え、町づくりワークショップにおいて、「住民の皆さん自身でできる町づくりの取組は」をテーマに意見を交換し、掲載しております。

このことから、町の将来像の実現に向けた町づくりを進める上で、ワークショップ等を通じて得られた自助・共助の精神を育み、町民の声や行動を応援する仕組み、構築をするなど、町民の参加が実質的な影響を持つようにすることが重要と考えております。今後、議会をはじめ、関係者の皆さんと仕組みづくりについて検討させていただければと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。前向きに検討するというところでありますけれども、町長としては何か所感ございますか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、企画財政課長が答弁したとおりでございますので、住民の皆さんの意見を町政に反映するという事は非常に大事なことでありますので、しっかりと認識して

進めていきたいと思えます。

○8番（石井芳清君） 住民の声を反映させる仕組みづくりとしては分かりました。

じゃ、住民がそういう考えですよ、また行動する、活動する、そういう場所づくり、仕組みづくり、またそれを応援する、こうしたものを私は要綱とか条例だとか、そうしたものに定めて、やっぱりそれをきちんと法的なバックアップといいましようか、行政として、仕組みとしてきちんと形をつくる必要があると、その場その場ではなくてですね。というふうに思うわけでありませけれども、これについては町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 検討していきたいと思えます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。検討していきたいということですので、また後日、その検討結果について報告を賜りたいと思えます。

次に移ります。

安心安全な町づくりについて伺います。

1月1日の能登半島の地震、そして2月末から3月にかけて、この千葉県も有感地震、多数発生いたしました。そうした中で、町民の皆さんもこの安心安全について、大変不安に思っているというのが実態であろうと思えます。

そうした中で、防災・減災の到達と課題について、また、同様な項目でございますので、消防団の整備方針について承りたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、まず1点目の能登半島の大地震を踏まえて、現状の御宿町の防災・減災の到達と課題についてというところからお答え申し上げます。

まず、現状の町の防災・減災の到達と課題でございますが、能登半島地震におきましては、津波が地震発生から間もない時間で到達したと伺っております。いかに速やかな情報伝達、避難行動、そして日頃からの計画的かつ継続的な訓練の重要性を改めて認識したところでございます。

当町の現状でございますが、住民への情報伝達について、短時間で多くの住民の皆様へいち早く情報伝達するため、近隣市町村に先駆け、防災行政無線のデジタル化整備や戸別受信機の貸与のほか、メールやアプリなど無線以外の様々な媒体を利用した文字情報での発信などを行っているところでございます。

日頃の備えとして、町防災備蓄品の整備や点検を行い、近隣市町及びいすみ地域振興事務所

等と情報の共有、連携を図っておりますが、備蓄状況等につきましても、現状の正確な把握を常に心がけるとともに、保管場所等についてもご助言をいただきながら検証を進めてまいりたいと考えております。

先日、議会の総務教育民生常任委員会において、学校の訪問、ご視察をしていただきました。その際、学校のほうにも町の防災備蓄品の倉庫がございます。恥ずかしながらその備蓄品の倉庫については非常に散乱した状況があったということで、視察の結果を踏まえてご指摘、ご助言もいただいたところでございます。現在につきましては、そうしたところも再度確認をし、しっかりと整理をした上で、倉庫内の物品の管理等については適正な状態で管理を進めているところでございます。

また、1月に津波を想定した防災訓練におきましては、個々の避難方法や避難場所の確認を行うとともに、自主防災会の共助についても再確認いただき、関係機関を含め500人を超える多くの方にご参加をいただきました。避難訓練終了後には、防災パネル展示や自衛隊の資機材展示、備蓄品の試食、模擬消火等を行うとともに、自衛隊や広域消防などの専門分野の方の意見を直接参加された方が何う時間を設けるなど、防災担当がいろいろ工夫を凝らしながら、効果的な訓練が実施できたのではないかと評価をしております。

今後、より充実した訓練の実施に向け、参加者へアンケートを実施し、多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえながら、今後継続して取り組んでいきながら、より充実した訓練の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、消防団の整備方針でございますが、消防団につきましては、消防組織法に基づき、火災や風水害など、激甚化、多発化する災害に対し、地域に密着した防災機関としての重要な役割を担っております。

消防団員には、他に本業を持ちながら地域防災のため尽力していただいておりますが、近年の少子高齢化の進行や就業構造の変化により、当町のみならず全国的にも団員数が減少しており、消防団のハード、ソフト対策を含めた整備体制が急務となっております。このため、御宿町では消防団活性化計画を策定し、中長期的な視点も踏まえ、消防団の一層の活性化を図っているところです。

こうした中で、地域や用途を考慮した消防車両の計画的更新やオートマチック車両への更新など、町と消防団において協議調整を図り、的確かつ迅速に活動できる仕組みづくりを進めております。

しかしながら、能登半島地震における被災地の状況を見ますと、生活必需品の不足はもちろ

ん、電源等の安定供給も非常に重要な課題の一つであるというふうに考えております。こうしたことから、今後の車両更新等に当たっては、電気自動車等の導入の適否についてもしっかりと検討しながら、必要に応じ積極的な活用を進めることも、防災力向上の大きな力になるものと考えております。

以上になります。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

消防団の整備方針でありますけれども、いわゆる広域、大規模災害ですね、そうした場合に、ほかからの支援というのなかなか来ないという中で、やはり消防団というのは本当にそういう面では地域と密接した日常的、またそういう大規模災害のときには本当に頼りになる存在だというふうに思っています。

この消防団からもいろいろ今後の整備計画について、例えば電気とかありましたけれども、電源車ですとかね、そうした固有の設備というの、御宿町の中でもやはり、広域は広域としてあるとは思いますが、町としてもそういうものを私は整備していくと、そういう声があるというふうにも私伺っております。

国のほうにも、例えばこうした自治体のインフラということで防災対策を含めた、いろんな整備策を含めたいろんなスキームと申しましょうかメニューが出ております。この中にも、今日は持ってきておりませんが、そうした事例も先進事例として紹介されておりますので、ぜひそうした消防団の積極的な声を受け止めていただいて、多面的な災害、大規模災害に対して町としてどうしていくのかという観点、改めて前に進めていただきたいというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、石井議員さんのほうからご助言いただきましたように、災害等について、東日本大震災で新たに学んだこと、また、能登半島地震を受けても、また新たに学んだこと、そうしたことがございます。今ご指摘をいただきましたように、電源車両ですとか、いろいろな意味での防災の対策について、こういうことが有効だ、有用だというようなところも少しずつ見えてまいりました。そうしたことを、先ほど総合計画のときにもご指摘をいただきましたが、議会はもちろん、また消防団のことですので消防本部、また各地域における分団のご意見、また自主防災会との連携等も含め、いろいろ町としても主体的に考えるとともに幅広く意見を伺いながら、地域にとってよりよい有効な方法等についてひとつひとつ積み上げ、これまではなかったところについてもしっかりと検討を進めるなど、前向きな検討を進

めてまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） そうした中で、今、地域防災計画ということで、これはパブコメにかかっていると思います。ざくっと読ませていただきました。これはパブコメですので、一応行政としては完結したと、意味分かりますよね。あといわゆる政策課題、例えば加入者はもっとこういう点を重点にしてほしいんだと、こういうところをもっと重点強化してほしいんだという声をいただくためのパブコメだと私は思っています。いわゆる行政としては完結した。

ここに、ちょっと時間がありませんですけども、付箋があるんですけども、これ間違っています。例えば、総則の18ページの2012年のこれは地震のことなんですけれども、これ読めない漢字があります。これ日本語じゃありません、中国語です。ここにありますが、現行のもの、これはここきちんと日本語になっています。それで、ここ例えば、震央地名というんですけども、その震源地の表面ですね、海面だと。これは千葉県沖だと思いうんですけども、これ全く読めない漢字になっています、例えばね。

それからまだあるんですね、これは資料の13ページ、御宿町応急対策本部体制。ここ、○年○月です。これ何ですか、一体全体。○年○月。それから、その次の資料14ページ、これは体制表ですね、ここ本部会議として本部員、建設水道課課長、次が全町公園課です。となっているんですよ。ほかは、例えばその上は、保健福祉課長ですね。建設水道課課長、何でこれ課が2つつくんですか。次の全町公園課というのは、課長はいらっしゃらないんですよ、きっと、これはね。これは課として入るんですか。これが間違っているんですか、それともこれは正しいんですかということなんです。

そのほかにも幾つかありますけれども、これは一つ間違っているだけで、これの正確性、信憑性が消滅するんですよ。私ちょっと見ただけで見つけたんですよ。じゃ、どこが正しいのか正しくないのかさっぱり分からないじゃないですか。そういうことじゃないんですか。何でこうしたことが起きるんですか。町民の声を受け取る前に自分たちの計画が間違っているんですよ。町長、どうしたらこういう事故が起きるんですか。これは中国語に変えたんですか、地震については。日本語としては認識されませんでしたよ。今の現行のやつはきちんと日本語で表記されています。何でこうしたものがパブコメにかかるんですか。日本語の訂正を求めているんですか。先ほど総合計画の話もさせていただきました。これ大事じゃありませんか。町長、これが実態です、御宿町の。安心安全をつかさどる一番の大きな計画じゃありませんか。

これちょっと意見言わせていただくと、実際の、今日、今起きるかも分かりませんよね、3.11ももうじきです。これ紙も大事です。それから、これについて、各省庁、例えば県防災の

ポータルサイト、町のポータルサイト、国のポータルサイト、そのアドレスやQRコードを載せておく。これひとつひとつそういうQRコードとかアドレスを必要なんじゃないでしょうか。そうすれば、現場でタブレットで即県防災、町防災、今どうなっているのか、どうすべきなのか、どこに何があるのか、どういう救援を求めべきなのかというのは立ちどころに分かるんじゃないでしょうか。そうしたことはこれに必要なんですか。これは提案のほうです。

でも、そもそもこれ自体が間違っているんですよ。それともこれでいいんですか、ごめんなさい、これでいいかどうか、まず聞きたい。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまご指摘いただきましたように、計画書、いわゆる書類の誤字ですとか脱字ですとか、また、表現の不統一等につきましては、事務上の基礎的なところでございますので、今ご指摘のとおり、事務の精査において非常に反省が残るところでございます。それにつきましては、担当課の責任者である、最終的な責任を持って事務を精査する課長の十分な政策が不足していたというところで、私自身の反省が残るところでございます。

最終的には、防災計画につきましては防災会議において最終の決定をしますが、今、石井議員さんご指摘のとおり、そもそも町民の方にご意見を賜るに至って、十分な精査が不完全な状態でされていたことについては反省をするところでございます。最終的な決定をする前の段階までには、そうしたところがないよう、いま一度、ひとつひとつを塗り潰す中で、正確なものを作成に努めてまいりたいと考えます。

○8番（石井芳清君） これ今パブコメ中ですので、直ちに正誤表、これをきちんと出して、これについて間違っているところを直して、パブコメを進行するなどするということが必要だと思うんですが、それについてはいかがですか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） そのような対応をさせていただきたいと思います。

○8番（石井芳清君） 次に移ります。

それでは、12月6日の要望書の対応について伺いたいと思います。内容は分かりますよね、別に示さなくてもね。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 12月6日の要望書についてどのように対応したかというご質問でございますが、12月6日に、議会議長、議会副議長、また総務教育民生委員長、総務教育民生副委員長の名前でご要望をいただいております。

内容としましては、3点ございましたが、その内容につきましては、まず初めに1点目でございますが、閉館しております歴史民俗資料館に係る危険防止対策についてということで、昨夜、注意喚起の看板や柵などの設置を強く求めるということでございましたが、危険防止対策については、危険でありますので近寄らないでくださいという趣旨の看板を設置いたしました。同時に、資料館に接する駐車スペースには駐車しないように、コーンの設置をしてございます。そしてまた、子どもたちが資料館周辺で遊ばないように、学校を通じて注意、周知をお願いしてあるところでございます。また、2点目の野球場の防球ネットの設置についてでございますが、高さや設置基準はないということでもありますので、適正な高さや延長等を現場に即して検討していきたいと考えております。材質等、設計基準をどうするかということも考慮に入れ、できるだけ早く設置できるように検討していきたいと。6年度の当初予算の中で盛り込めるかどうか検討いたしましたが、ちょっと今回は見送らせていただいた次第でございます。

また、学校のコウモリの駆除や、天井のコンクリートの剝離については、職員が対応いたしました。コウモリの駆除については即座に対応いたしておりますが、天井のコンクリートの剝離については、専門の立場の方に伺いましたら、単にコンクリートを塗るということについては、やはり今後剥がれ落ちることもあるのであまり良策ではないということで、さび止めを塗ったほうが良いということで、そのように対応させていただいております。また、排水管等のあるいはじゅうたんの張り替え等については、新年度予算で入れてございますので、よろしくお願いいたします。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

議会できちんと文書で、今お読みいただきましたけれども、出したわけですね。どう対応するのか、どう対応したのかということも書面で回答すべきではありませんか。今町長おっしゃいましたけれども、どうなっているのか分かりません。それとも、我々でまたあそこに視察に行けということなんでしょうか。書面でこういう方針出しましたと、現場はこうなっていますと、それで安全が確保されましたということじゃありませんか。町長おっしゃいましたけれども、全く見えてきません。

資料館については、昨日見ましたら、ポールが屋根のひさしの先ぐらいですか、三角ポールが置かれておりました。少しは安全が担保されたのかなというふうに思いますけれども、そうしたことも含めて、きちんと文書でこういうふうにします、こういうふうになりました。また、これはまだ対応できていないのでこういたしますと。

この学校の傷んだところの補修ですよ、これについても、私も含めて議会のほうは意見が

たくさんあります。どう補修すべきなのかと、これからまだ何年も使うわけですね。次の質問もありますけれども、緊急的にはこうしますと、数年まだ使うわけですから、それについては抜本的にはこうしますということも私は必要だと思うんですね。本当に安全が確保できたかって、町長の今の言葉では分からないんですよ。やはりきちんと書面で提出されることも必要じゃないかと思うんですけども、町長、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 書面による回答ということでございますので、総則ですね、出させていただきます。

○8番（石井芳清君） 分かりました。時間もありませんので、そうした中でまた議会の中で協議をして、万全な体制を取ってもらいたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、窓口の接遇であります。実はこれ調べてみましたら、職員が「御宿町職員接客向上マニュアル」というのをもちまして。これは、平成22年4月、御宿町総務課が発行したのとなっております。今もっと新しいものになっているかも分かりませんが、私がたまたま今日お借りしたのはこういうものでございます。

こうしたものがあるわけでありまして、これはやはり、きちんといま一度、私は職員の中で徹底していただきたいと。これは全体的に言えるものなので、できれば講師の方、外部の方をお呼びしていただいて、こうした講習をしていただきたいと。事態は、もう時間がないから細かく言いますが非常に深刻です。他の自治体の庁舎等に行ったときでも、全く対応が違います、私なんかも。それについて、どう対応するのか、私に言った提案というのは受けるのか、受けないのか、私は必要だと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、町民への対応ということで、職員のこうした対応でございますが、今実際に、定期的な課長会議等においても、日常的な挨拶の徹底、励行については、町長のほうからも指示があり、各課長を通じて各課の職員に伝達はしているところですが、いま一度、町民の方からも、事実いろいろな意味で対応等についてご意見をいただくことも多いのも実情でございます。

そうした中で、新任職員研修、広域で行っているもの、また、電信電話ユーザー協会の電話対応の研修ですとか、千葉県自治センターの研修、いろいろな研修のほうに派遣をしておりますが、今後よりよい効果的な方法等について検討をまた続けてまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 新人職員じゃなくて町全体ですね、やはりきちんといま一度、最低でもこの内容で、統一して、やっぱりサービス業だというふうに理解しておりますので、町民の対応をぜひ求めたいと思います。

最後であります、御宿小学校の更新計画であります、これ町長どうされるんですか。伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿小学校の更新事業について、どうされるのかというご質問でございます。

この件につきましては、御宿小学校更新事業につきましては、老朽化が進んでいる校舎の建設更新は必要であるという、そのような認識は今後とも引き続き持ち続けていきたいと考えております。

過日、1月12日の臨時議会におきまして、校舎更新に関する事務手続の第一歩としての基本設計委託業務に係る予算についてご提案をいたしました、否という結果をいただきました。このことにつきましては真摯に受け止めて、新校舎建設に向けて研究検討を重ねていきたいと考えております。これまでの経緯経過について、議員の皆様をはじめとしまして町民の皆様、保護者の皆様、教育施設検討委員会の皆様などからいただきましたご意見や疑問、ご懸念、不安や心配事、そしてご要望などをつぶさに検討させていただきまして、しっかりと説明ができるように、さらには納得していただけるように研究検討を重ねてまいりたいと考えております。

御宿小学校校舎の御宿中学校敷地内への建設更新という重要な案件について、町民の皆様により広く知っていただき、ご認識を深めていただけるよう、説明会やシンポジウムなど、複数回開催し、ご理解、ご協力の下、事業達成に向け努力を重ねていきたいと考えます。議員の皆様におかれましても今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 選択肢は1つしかないんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ちょっと語尾が聞こえない。選択肢、何です……。

○8番（石井芳清君） 選択肢は1つしかないんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 選択肢については、私はこう考えますという選択肢を今申し上げ、また、かつて町広報の号外において町民の皆様にお知らせいたしましたけれども、そういう中で

の皆様方のご判断もあったわけでございますので、いろいろご検討させていただいて、とにかく教育施設が必要でございますので、どのような形で実現できるのか、皆さんと協議、検討させていただきたいなと思います。

○8番（石井芳清君） 検討委員会からも2つの選択肢が示されているわけですね。含めて、やはりきちんと、出発点をどうするのかと指定されたわけでありますから、きちっとそこから私は精査をして、協議をして、早急に次のどうするのかという方針を決めていただくということが私は必要であるということを申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

◎選挙第1号 選挙管理委員の選挙について

○議長（滝口一浩君） 日程第5、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付しました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の通知に基づき、議会において選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推薦する方の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

（配付）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員には、御宿町岩和田931番地、大野元嗣君、御宿町高山田2524番地、井上富士子君、御宿町新町68番地6、杉浦光夫君、御宿町御宿台306番地6、澤崎久君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、大野元嗣君、井上富士子君、杉浦光夫君、澤崎久君、以上の方が御宿町選挙管理委員に当選されました。

◎選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（滝口一浩君） 日程第6、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、お手元に配付しました御宿町選挙管理委員会委員長から本職宛ての選挙すべき事由が生じた旨の通知に基づき、議会において選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

推薦する方の略歴を配付しますので、しばらくお待ちください。

(配付)

○議長（滝口一浩君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 配付漏れなしと認めます。

御宿町選挙管理委員補充員には、御宿町上布施816番地23、鈴木郁夫君、御宿町須賀577番地1、鶴岡幸弘君、御宿町久保1960番地4、白鳥洋治君、御宿町岩和田1042番地、関幸子君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を御宿町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木郁夫君、鶴岡幸弘君、白鳥洋治君、関幸子君、以上の方が御宿町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第1号 御宿町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

令和6年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会教育長、前森勤氏を引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に

基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日より令和9年3月31日までの3年間であります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

令和6年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、井上恵理子氏に代わりまして、新たに鶴岡庸二郎氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日より令和10年3月31日までの4年間であります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

令和6年3月31日をもって任期満了となります固定資産評価審査委員会委員、君塚一富氏に代わりまして、新たに吉野哲朗氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願いを申し

上げます。

任期につきましては、令和6年4月1日より令和9年3月31日までの3年間であります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、議案第4号 指定管理の指定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第4号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、御宿町地域福祉センターの管理業務について指定管理者の指定を行うものです。

指定管理を行う施設の名称は、御宿町地域福祉センターで、指定管理者となる団体は、御宿町久保1135番の1、社会福祉法人御宿町社会福祉協議会でございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

選定については、非公募方式として申請を受け、御宿町指定管理者選定委員会設置要綱第2条の規定により、令和5年12月27日に指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者の候補者として指定をいたしました。

非公募とした理由でございますが、地域福祉センターの主な業務は、地域福祉の向上に関する研修、講座等の実施や、児童から高齢者までを対象とした各種福祉活動の場としての活用で、これらの事業運営には福祉に関する専門的な知識や地域との関わりが重要です。このことから、これらの能力を有する御宿町社会福祉協議会が施設を管理することが最も施設の効率的な運用及び住民の利便性を図る上で有用です。また、平成18年から現在に至るまで継続して指定管理者として指定されており、管理運営状況が良好であることも理由でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 5番、土井です。

社会福祉協議会について云々は質問じゃなくて、町の社会福祉とここの社会福祉協議会事業がどういう境界で分かれているのか。その辺がどうも、町社会福祉じゃないかなということ、いやそれは社会福祉協議会だと言われましたね。名前もそれと同じだし、じゃ、一体何が、これだったら町、これだったら社会福祉協議会、これ何か境目があったら教えてもらいたいんだけど、よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 町の保健福祉課の福祉事業と社会福祉協議会の違いということでございますが、社会福祉協議会のほうはご案内のとおり社会福祉法人でございまして、町の補助金によって運営されているという補助金交付団体の一つでございます。

仕事の切り分けといたしましては、大きくは社会福祉協議会のほうは共同募金ですとか赤十字の関係、そのようなもの、また善意銀行ですとか低所得者向けの融資などをやっております、あと私どもの事業を幾つか委託を出して、それについて受託をして事業を行っているような状況でございます。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そうすると、あしたになると思うんですけども、来年度予算の中に、そういう委託費として何千万かの分入っていますよね。その一部なわけですね。我々は、それはあれなんですけれども、契約書を見ないと、実際に町のほうは協議会のほうに、これこれ、これこれ、これが幾らでこれが幾らという形で協議会に委託しているわけですね。むしろ場合によっては、つまり町ではちょっと手に負えないから協議会に任せようと、そんなようなこ

とということまで理解してよろしいのか。

もう一つ、そうだとしたら、要望としては、これは社会福祉協議会がやっていますよ、ですけどですね、別に町が何をやっているか、その他は町だからという形でちゃんとした色分けをしてくれると、わざわざ社会福祉協議会へ行ったり、町に来たり、二度手間にならないというような形になるわけなんですけれども、今後そういうような、いわゆる町民に対して、特に先ほど私も質問したとおり高齢者が多いですから、あっちだこっちだとそれだけでかなり大変なものですから、その辺を掲げてくれるとすごくありがたいなと思います。ぜひともまた、要望ですけれどもよろしくをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） なるべく住民の方に分かりやすい形で周知したいと思います。

○5番（土井茂夫君） よろしくをお願いします。

私は以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

公の施設の指定管理ということではありますが、御宿町地域福祉センターの指定管理を行うと。地域福祉センターですけれども、これは当然設置目的があるわけですね。私は広く町民が使える施設というふうに理解しておりますけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議員さんのおっしゃるとおり、住民が自由に使えるような施設でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今、担当者のほうから、住民が自由に使える施設であるという施設目的の答弁がありましたけれども、そのとおりなんです。聞けば確かに使わせていただけると思うんです。ただ、広報だとか含めてやはりきちんとなされていない。例えば、子育て中のお母さん方がちょっと話す場所だとか含めて、そういう場所でも使えるわけですね、たしか無料だったというふうに思います、場所はですね。空いている、空いていないというのは確かにあると思います。

小さい町ですし、財政のこともあろうかと思しますので、たくさんいろんな施設を造るということもなかなか現実に難しいんじゃないかと思うんです。ですから、今ある施設をどうや

って町民の皆さんに知っていただいて、有効に活用していただくかということも私は検討課題だと思うんですね。確かに寿命とかそういうことも大事です。でも今ある施設、せっかくこの指定管理も置いて使っていただくわけですから、その事業体の目的、これは当然あるでしょう。それは当然この本施設の目的にかなった団体だというふうに理解はしております。そこも含めて、今般提案いただいております指定管理の議案でありますけれども、この福祉センター利活用、町民にもっともっと幅広く、気軽に使っていただける施設の一つとして、町も位置づけをしていただくと。いろんな事業の中に組み込んでいただく。また、紹介とかパンフレットの中にもそういう位置づけをちゃんと書いていただく。また、今般指定していただく事業体、社会福祉協議会ですけれども、そちらのほうについてもこれについての利用について、やっぱりコンセンサスを深めていく必要があるというふうに思うわけでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 周知に努めてまいりたいと考えます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時52分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、議案第5号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第5号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

新旧対照表にてご説明いたしますので、お手元の議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項として、指定公金事務取扱者制度が創設されました。これにより、条例で運用する地方自治法の条番号に変更が生ずるため、所要の改正を行うものです。

具体的には、条例第4条において引用する「第243条の2の2第3項」を、「第243条の2の8第3項」に改めるものです。

附則でございますが、条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第12、議案第6号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第6号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤務成績に応じた勤勉手当の支給が可能となりました。これにより、御宿町におきましてもパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給に対応するため、関係条例の改正を行うものです。

改正案は3条立ての構成となっており、内容につきましては新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

お手元の新旧対照表1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員でございます。の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の改正規定です。

まず、ページの最上段、題名でございますが、勤勉手当を追加し条例名の全部改正を行うものです。

第1条及び第3条は字句として、勤勉手当を追加するものです。

裏面の2ページに移りまして、第8条の2でございますが、勤勉手当の支給内容について規定するものであり、支給率や期間率については一般職の職員の例を準用する旨の規定です。

第14条は、休職中の会計年度任用職員に係る報酬の取扱いであり、報酬及び期末手当同様、勤勉手当についても支給しない旨の規定の整備でございます。

次に、第2条関係ですが、新旧対照表3ページをご覧ください。

第2号会計年度任用職員、いわゆるフルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の改正規定となっております。

なお、フルタイム会計年度任用職員さん、いわゆる一般職と同様の勤務時間をされる会計年度任用職員さんについては、現行として御宿町には今現在では任用の実態はございません。

まず、3条でございますが、勤勉手当の支給適用に伴い、給料の除外規定においても勤勉手当を明記し、条文の整合を図るものです。

下段の第19条でございますが、勤勉手当の支給内容について、一般職の職員の例を準用する旨の規定を新たに追加するとともに、改正前条例の第19条以降について1条ずつ条の繰下げを併せて行っております。

最後に、第3条関係でございますが、新旧対照表5ページをご覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正規定であり、育児休業中の勤勉手当の支給について、これまで会計年度任用職員においては除外規定が設けられておりましたが、勤勉手当の支給適用に伴い、除外規定を削除するものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行日について、令和6年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

会計年度任用職員の報酬等に関する改正だというふうに理解をいたしました。まずこの会計年度職員というものはどういうものなのか、フルタイムとパートタイムということであったわけでありませけれども、改めて説明をいただきたいと思ひます。

また、今般の改正案でありますけれども、自治体による差異があるというふうに伺いました。それは遡及する自治体と、遡及の対応を取らない自治体と、御宿町はどうなのかと、この案です。ね、またその理由について伺いたいと思ひます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、会計年度任用職員とはどういう職員のことかというご質問でございますが、会計年度任用職員につきましては、任用の形態が、私たち定年雇用の職員、また、任期を定めて5年等の任期つき職員、会計年度任用職員さんにつきましては、原則として会計年度、1会計年度の期間を限定して1年間をもって雇用する職員さんを会計年度任用職員として区分をしております。取扱いにつきましては地方公務員法の適用を受けますので、基本的には共済制度を含めまして通常の職員と同様の取扱いになります。したがって、職務等についても、基本的には同じ職種内容を与え、それぞれ所要の業務を行っていただくという形になっております。

また、各団体間での今回の改正の際、遡り適用の有無等についてということでございますが、結論から申し上げますと、御宿町につきましては、今回の勤勉手当等を含めまして遡りの適用はせず、新年度からの対応をさせていただく旨の改正規定となっております。

また、その理由ということでございますが、今回いろいろなところで物価高、賃金上昇という社会的な流れを受けまして、私たち職員の勤勉手当の支給率につきましてもプラス改定、また基礎給の給料表の月額につきましてもプラス改定がここ数回されたところでございます。しかしながら、一、二年前までは、基本的にはマイナス改定が続いておりました。その際に、職員につきましてはマイナス改定について遡及し、期末手当等についても減額、また給料等についても減額の遡及改定にしておりましたが、会計年度任用職員さんにつきましては、マイナス改定の際には遡及適用を行わず、支給したものについては現給を保障してきたという実績がございます。したがって、今回たまたまプラス改定がございましたが、会計年度任用職員さんにつきましては、会計年度ごとの雇用ということもあることも踏まえ、また、これまでの遡及適用を行っていないという実績も踏まえた中で、次年度からの対応ということで改正をさせていただいたものでございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

期間が違うだけで職務内容は、いわゆる一般職と申しましょうか、全く同じだと。労働賃金にあっては、同一労働、同一賃金という大原則があるというように伺っております。その上で、対応があるなし、過去はまた過去で制度上の全体的な賃金体系は、私は違っていたと理解をしております。そういう中で、過去の実績は認めないわけではありませんけれども、やはり同一労働、同一賃金という大原則の中にあつては、基本的に同じ対応を取ることが私は必要ではないかということを示して質問いたします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ありがとうございます。

今、石井議員さんおっしゃられたように、基本的には会計年度任用職員さんも含めまして、同一労働、同一賃金ということで国のほうからも要請されております。今回、これまで勤勉手当が来年度から支給開始になった経緯につきましては、国家公務員の会計年度任用職員さんについての勤勉手当の支給が規定をされておりましたので、今回、国においても会計年度任用職員の勤勉手当が支給開始になったことから、新たに令和6年度から新規に会計年度任用

職員さんについて勤勉手当が発生するようになったものでございます。

そうしたことにつきましては、遅れることなく速やかに対応するとともに、今、議員のほうからご指摘、ご助言のありました、基本的には同一の賃金、同一の労働ということに鑑みて、今後につきましては、そうした運用について適正に、可能な限り対応していければと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

この一部改正によりまして、会計年度の任用職員ですか、この方たちの待遇面で多少なりとも収入も増えるということで、働く意欲も出てくると思うんですね。そのことでお聞きしたいのは、任用期間というのは4月1日から3月31日までということで、毎年応募する方はというふうにホームページに載っているのは見ているんですね。その場合に、今、勤勉手当ですか、勤勉手当の評価については一般職に準ずる、一般職と同様だよということなんですけれども、任用期間が1年間、1年間で勤務評価というのはどのようにするのか。それと、継続して勤務している方がいらっしゃいますよね。町でもかなりの方が同じ職種で勤めていられますけれども、この方たちの採用についてはどのような形を取っているのか。3月31日で一旦は切れますよ、4月1日からまた新たにですよという採用をしているのか、その2点についてお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、会計年度任用職員さんの任用の期間でございますが、原則として、田中議員さんご発言のとおり、4月1日を起点日といたしまして3月31日の1会計年度を基準とさせていただいております。ただ、例外的に、急遽何らかの、例えば職員の急なけがですとかそうしたものに対応するために、5月からとか6月からとか途中の採用もございますが、原則論としては4月1日から3月31日までの1会計年度で任用のほうを進める職員でございます。

また、採用の形態でございますが、ただいま田中議員さんのほうからも継続される方もいたり、どんな形で採用を取っているのかというところでございますが、これまでも実施はしているんですが、たまたまといいますか、継続されている職員もかなりの割合でいらっしゃいますが、原則論として、1年に1回面談という形の中で面接試験のほうを実施し、基本的には所属課もフリーということで、一般事務職ですとか作業員さんという職種ごとのカテゴリーを設け

た中で、新たに願書を出していただき、それぞれ面接をした中で、必要とされる職員の数を確保し、採用・不採用の通知をさせていただくという採用の事務を毎年行っているところでございます。今年度につきましても、その採用事務のほうについては終わっておりまして、基本的には1月の末から2月の中旬ぐらいまでをかけて1か月ぐらいの間で、各会計年度任用職員さんの面接のほうを実施させていただいている状況でございます。

また、勤勉手当、期末手当も同様なんですけれども、1会計年度で任用期間が区切られてしまいますと、いわゆる期末勤勉手当、民間でいうボーナスの支給につきましては、基準日が6月と12月1日、それぞれ6月1日、12月1日を基準日にしておりますので、期間として4月1日から3月31日で終わってしまいますと、基本的には期間がフルタイムでないというような状況になってきます。そうしますと、一般職もそうなんですけれども、入庁して初めての職員の夏のボーナスにつきましては、4、5の2か月間しか勤めておりませんので、6月に支給するボーナスについては2か月分の期間率を掛けて支給をしているというような状況でございます。

会計年度任用職員さんにつきましても、初めて採用された会計年度任用職員さんにつきましては、職員と同様に期間率を掛けた中で期末勤勉手当の支給をすると同時に、継続されている職員さんについては、仮に一旦3月31日で任用期間が終えて、4月から新たにもう一度任用が継続する場合については、その期間は継続しているものとしてみなすという考え方の中で、例えば6月のボーナスですと、12月2日からが算定の基準日になりますが、12月の2日から6月1日まで、継続された場合については6か月全て勤務をされたという中で、期間率100%での支給になるのが実情でございます。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第13、発議第1号 令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書の提出についてを議題といたします。

提出者、田中とよ子君、登壇の上、提案理由の説明をお願いいたします。

(10番 田中とよ子君 登壇)

○10番（田中とよ子君） 10番、田中とよ子です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号 令和6年2月21日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、田中とよ子。

賛成者、御宿町議会議員、石井芳清、土井茂夫、北村昭彦、藤井利一、椎木藤弘、岩瀬環樹、伊藤城祐、塩入健次。

令和6年3月のダイヤ改正の見直しに関する要望書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。御宿町は、JR外房線沿いに位置し、広がる豊かな自然と春はつるし雛祭り、夏は海水浴、秋はイセエビ祭りと1年を通して町への誘客の増加に努めるとともに、東京近郊へ通学・通勤する住民も多くいる状況がある中、外房線は、地域住民の日常生活や観光客の往來のための手段として御宿町に根付いており、JR線が町の盛衰を左右するといっても過言ではありません。

そのような中、令和6年3月のダイヤ改正では、京葉線における通勤快速の廃止や朝9時台までと夕方4時以降の時間帯に運行されている快速が、すべて各駅停車になるほか、特急わかしおの運転の減少及び始発駅・終着駅の変更によって、御宿駅へ乗り入れる本数が減少する改正が行われております。

新型コロナウイルス感染症によって冷え切っていた経済も、以前のように戻りつつある中、このようなダイヤ改正は、御宿町のみならず、千葉県全域に多大な悪影響を及ぼすものです。

つきましては、ダイヤ改正の見直し、現行の運行本数の維持・拡充をしていただくよう要望

書を提出するものです。

なお、要望書案につきましては、配付いたしました資料のとおりです。

よって、御宿町議会は、ダイヤ改正の見直し、現行の運行本数の維持・拡充を強く要望します。

東日本旅客鉄道株式会社代表取締役、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長あて。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日は、午前9時30分から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後 3時26分）